

総務委員会会議録

平成21年12月17日(木)

(開会)10:00

(閉会)16:20

委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。「議案第115号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。審査に入る前に皆さんにおはかりいたします。補正予算では異例なことですが、かなり補正が数多く出ておりますので、まず第1款の33ページから第3款の53ページの民生費、歳出を審査していただきまして、次に第4款、53ページの衛生費から75ページ、第9款の消防費、次に第10款の76ページの教育費以降というふうに審査をしていただきたいと思います。そして、歳出に絡んで歳入を質疑する場合は、その款で聞いていただければ結構でございますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そういうふうな方法で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第115号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」について説明させていただきます。配付いたしております「平成21年度補正予算資料」をお願いいたします。今回、補正予算書を2冊お配りしておりますが、「専決」と書いてないほうでございます。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計総額で17億4,081万4千円を追加しております。

2ページをお願いいたします。補正の主なものについて説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、現年度分の調定見込み額の増などにより総額で1億1,363万1千円を追加いたしております。地方交付税の普通交付税は、額の確定によりまして5億1,494万円を増額するものでございます。国庫支出金では、補助対象事業費の増減等に伴いまして補正額を計上しておりますが、そのうち子育て応援特別手当事業交付金及び同事務取扱交付金につきましては、国事業の執行停止により歳入歳出の全額を減額いたしております。また、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の経済危機対策事業を活用し、小中学校の平成22年度大規模改造事業を前倒しして実施するため計上するものであります。下ほど、合併市町村補助金は、平成18年度から本市の合併関連整備事業に対して補助を受けておりますが、今回の交付で、本年度で限度額の7億5千万円の全額が交付されることとなります。県支出金におきましては、補助対象事業費の増減等に伴うもので、障がい者自立支援給付費等負担金5,088万9千円、及び3ページに記載しております、上から3番目になりますが、地域子育て創生事業費補助金1,479万1千円、その二つ下の黒丸になります、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金3,327万2千円などを追加計上いたしております。中ほど、繰入金でございますが、財源調整により財政調整基金9億5,793万4千円を減額するものでございます。また、地域振興基金繰入金は、平成20年度に交付された地域活性化・生活対策臨時交付金から積み立てました8,500万円のうち残額の6,500万円を繰り入れ、平成21年度の交付金該当事業に充当するものであります。市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業の財源といたしまして、変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、一般・特別会計の合計で、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減などにより、2億9,973万円の減額となっております。電算管理費の住基等基幹業務移行データ作成委託料は、電算システ

ム構築に伴うもので、平成22年度実施予定の事業を前倒して実施するものでございます。市議会議員補欠選挙費は、来年4月執行予定の市長選挙に合わせて執行されますので、その選挙費用のうち21年度に要する印刷製本費などを計上するものであります。高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備等補助金は、認知症高齢者グループホーム5ヵ所のスプリンクラー等整備事業に対しまして、国の補助を受けて交付するものでございます。障がい者福祉費の「障がい者自立支援給付費」は、利用者負担上限の減による利用者増などにより、2億2,325万2千円を追加いたしております。

5ページをお願いいたします。黒丸の上から三つ目でございますが、生活保護扶助費、これは上半期の実績及び母子加算分の増など今後の必要額を見込みまして4億5,716万5千円を追加するものでございます。中ほどになりますが、労働諸費の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、県基金事業の追加を行うもので、新たに本事業を活用いたしまして、遊休農地対策事業、文書整理事業、及び学校等再編アンケート事業の3事業を実施いたしまして、雇用創出を図ろうとするものでございます。商工業振興費のインフォメーションセミナー事業費の減額は、経済情勢等を勘案しまして、本年度のセミナー開催を見送るものでございます。福岡県信用保証協会損失補償金、これは災害特例資金6件等の債務不履行によりまして保証協会が行った損失補償につきまして、契約に基づき市が負担するものでございます。観光費の観光情報発信等システム構築事業委託料は、国の10分の10の交付金を受けまして、観光情報提供等のシステム開発を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。一番上になりますが、河川新設改良費の治水対策基本調査委託料は、内水上昇のメカニズムを解析し、治水対策の検討を行おうとするものであります。その下、住宅建設費の弁分公営住宅外構工事は、早期入居を図るため平成22年度予定の工事を前倒して実施するものであります。その下、消防施設費の飯塚地区消防組合負担金は、負担金の算定基礎となります普通交付税の確定により増額するものでございます。災害対策費の防災行政無線設備設置工事につきましては、変更契約額を見込み、その残額を減額するものでございます。小学校整備費では、各小学校の大規模改造事業につきまして、21年度事業費確定による減額と、安心安全な学校づくり交付金及び公共投資臨時交付金を活用し、平成22年度事業の前倒しを行うものであります。中学校整備費につきましても、小学校と同様の補正を行っております。下ほどになりますが、幼稚園費の私立幼稚園就園奨励費補助金は、補助基準単価の改定等により追加をいたしております。社会教育総務費の中学生海外研修事業費は、新型インフルエンザ流行による事業中止のため、全額を減額いたしております。

7ページをお願いいたします。繰越明許費では、住基等基幹業務移行データ作成委託料ほか16件につきまして、平成22年度予定事業の前倒しに係る予算計上等により、年度内の事業完了が見込めないため追加をするものであります。また、子育て応援特別手当交付事業は、国事業の執行停止により廃止するものでございます。債務負担行為は、市議会議員補欠選挙の印刷製本費と掲示板作製等委託料、及び文書整理事業に係る緊急雇用創出事業委託料の3件について追加をいたしまして、次の8ページの一番上になりますが、電算システム新体系構築委託料につきましては、事業費の確定により変更するものであります。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、第1款の33ページから50ページ、第3款の民生費、総務費から民生費に関係する質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

個別的なことを先にお尋ねします。指定管理候補者選定委員会の報酬の補正はどこに載っておりますか。

総合政策課長

お尋ねの予算については、補正は行っておりません。

川上委員

これは費目的にはどこに入るんですか。

総合政策課長

総務管理費でございます。

川上委員

わかりました。38ページの2款総務費、1項総務管理費ですが、同和会館人権啓発センター、夜間及び休日施設管理委託料の減額が107万8千円出ております。この内容についてお尋ねします。

人権同和推進課長

同和会館、人権啓発センター、夜間及び休日の施設管理委託料でございますが、立岩会館と伊岐須会館の夜間の勤務を委託で別途、管理をお願いするように予算を組んでおりましたが、通常勤務しております館長、それに臨時職員で管理をしていただくようにしまして、その分を契約いたしております。

川上委員

そうすると、館長さんに支払うお金と臨時職員に支払うお金が増えないんですか。

人権同和推進課長

その分の費用につきましては、勤務時間の変更をいたしまして一切追加するような形はいたしておりません。

川上委員

館長さんはわかりやすいんですが、臨時職員についても同様ですか。

人権同和推進課長

同様に行っております。

川上委員

予算書39ページ、同じ款で2目賦課徴収費のうち賃金、臨時職員賃金が94万7千円と増額になっております。これについてはどういふことでしょうか。

納税課長

この賃金につきましては、納税課のほうで臨時職員を1人雇用しておりますので、その分を計上させていただいております。

川上委員

いつからどういう目的で、どういう方を雇用しているんですか。

納税課長

7月より12月まで、執行停止等の整理を行うために1名雇っております。

川上委員

当初予算に計上してなくて、7月から12月という期間限定でお願いしたというのは、どういう理由ですか。

納税課長

今年から1名職員が減っておりますので、その対応について課内でも協議いたしましたけれども、やはり事務量が増えるということで、個々の職員では対応できないということでお願いして、1名臨時職員を増員していただきました。

川上委員

職員の減らし過ぎと、当初においてね、副市長、そういうことじゃないんですか。

納税課長

そういうことではございません。

川上委員

そういうことでないはずがないじゃないですか。昨年と比べて特別に事務量が増えたんですか。昨年並みの事務量で職員が足りなくなったということであれば、職員の減らし過ぎということになるでしょう。災害が起きたから急に対応しなきゃならんということがあった、そういうことでもないわけでしょう。

納税課長

当初は、執行停止を各職員が自分の受け持ち地区で行うような形をしておりましてけれども、課内で協議しましたところ、それではちょっと時間的にも厳しいかなということで協議した結果でございまして、特別に人間が減るからというふうな形での話ではございません。

川上委員

世間ではですね、こういうのを職員の減らし過ぎと言うと思います。それから45ページ、3款民生費、1項社会福祉費の3目社会障がい者福祉費、報償費がありますけれども、障がい者相談員謝礼金が11万8千円の減額になっています。この理由はどのようにでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

障がい者相談員は3年おきに更新をいたしておりますが、関係団体等への後任の推薦をお願いしましたところ、障がい者の相談が現在生活支援センター、市内3カ所等へ移行が進む中、相談員さんの高齢化問題もありまして、市の設置する障がい者相談員5名の過去3年間の平均相談件数が一人当たり年間で約4.7件、2.5ヶ月に1件程度と非常に少ないことから、関係団体等と協議を行いました結果、障がい者相談員については県のほうの17名体制で行くということで、今回、市のほうの5名を削減したものでございます。

川上委員

市が5人手当をしておったんだけど、全員もう廃止するということなんですね。それで、私の実感から言うと、障がいがあるからということでの悩みとか、困ったことだとかいうことと同時に、経済苦も深く進行してるんじゃないかと思うんですね。こういう時に件数が少ないので廃止するというのはどうなのかな、と。相談員の方たちの存在とか、こういう仕事ができるんです、相談をしてくださいというような周知のほうが不足してるんじゃないんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

確かに質問委員言われますとおり、そういうご意見もございます。ただ、現在、障がい者につきまして自立支援法等の施行によりまして非常にサービス体系等も複雑化しており、支援センターも現在市内に3カ所、2市1町の共同によって嘉麻市に1カ所設置して、そちらのほうで相談員が巡回相談等を行っておりますので、非常にそちらの相談件数が増えてきたという経緯もありまして、団体のほうとそういうことで協議しました結果、先ほども言いましたとおり、相談員さんも後継者がいない中、非常に高齢化が進んで、非常にきついというようなお話がありまして、今回そういうふうな形にしたものでございます。

川上委員

納得いきにくい補正だと思います。続いて46ページの委託料、配食サービス事業委託料が68万円の増額となっています。理由を聞かせてください。

社会・障がい者福祉課長

当初、配食サービス、障がい者の分につきましては、14名程度を見込んで予算を上げておりました。8月までの実績で利用者が13名、それに今後の見込みで新規を2名加算いたしまして年間見込み額を算出して、今回の増額補正をいたしております。

川上委員

同じく委託料で、生活訓練等事業委託料が275万4千円の減額補正、理由を聞かせてください。

社会・障がい者福祉課長

生活訓練等事業委託料につきましては、自立支援法が施行されまして各施設が旧法施設から新法施設へ移行する中、旧法施設におられます生活介護、生活訓練等を行われます方に対して、暫定的に設置した委託料でございます。ただ、平成20年度中にすべておられました施設が新体系へ移行いたしましたので、この委託料が不要になりましたので、今回全額を減額補正いたしております。

川上委員

次に49ページですね。これは、2目の児童措置費、児童扶養手当が2,498万2千円の増額です。これはどういう内容になっているのか、お尋ねします。

児童育成課長

平成21年度当初予算で実績額は、前年度比101.1%、件数は101.8%で計上いたしておりましたが、9月までの実績が103.5%、件数が104.2%に伸びましたため、10月以降分の見込み額に安全度を見まして105.5%で計上したため、2,498万2千円の増額補正となっております。

川上委員

担当課長としての感想はどうか。

児童育成課長

近年になく母子家庭が増加しているというふうに考えております。

川上委員

本会議でも、滞納処分でこれが預金に入っておろうと差し押さえると、苦情が来ればその分については返還も考えるというような、まず相手の頭を叩く、法に反して叩く、苦情が来れば謝るというやり方に、副市長、なってるわけですよ。こういうやり方は、飯塚市はほんとに法に反するというだけでなく、冷たい。市政のかじ取りをする資格が問われるような問題だと思うんですね。これは担当課の問題もあるけれども、これほど繰り返し言ってるわけですから、やっぱり市長が何らかの決断を示さないといけない状況になっておるんですよ。それは指摘をしたいと思います。

それから、3目の母子父子福祉費、49ページですが、中ほどにあります扶助費、ひとり親家庭等医療費が3,878万8千円減額ということになっております。これはどういう事情でしょうか。

健康増進課長

本年の10月から県の補助制度が変わりまして乳幼児医療が拡大された関係で、従前はひとり親家庭に属する就学前の児童はひとり親家庭のほうで見ておりましたが、その分が、補助制度が始まった関係で乳幼児医療の対象になるということで2千万円ほど減額になっております。それ以外につきましては、実績数値の見込みの中で減額ということになっております。

川上委員

寡婦について、新規の適用はもう止めてるんですかね。その影響がここには入ってないんですか。

健康増進課長

寡婦の新規分の方につきましては、来年の10月でもう全部廃止になります関係で増えておりません。当初予算の中ではその分は年齢到達になりますので、その分は見込んだ中での予算計上をいたしておりましたので、今回の分では影響はございません。

川上委員

次に51ページ、5目の青少年対策費、13節委託料、次世代育成支援行動計画（後期）策定委託料のマイナス10万5千円ですね。これはどういうことでしょうか。

児童育成課長

精算によるものです。

川上委員

委託先はどこですか。

児童育成課長

サーベイリサーチセンターです。

川上委員

それはどういった所ですか。どこにあってどういうことをしてる所ですか。

児童育成課長

福岡市にありまして、調査統計等を行なっている会社でございます。

川上委員

詳しい住所と、法人で株式会社なのか、社長は誰か、従業員はどれぐらいいるのか、過去のこの関係の実績はどうか、どういう精算をしたのか、そののところを聞かせてください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:32

再開 10:33

委員会を再開します。

児童育成課長

入札による執行残でございます。

川上委員

だからそののところを聞かせてくださいよ。いくらで予定していて、いくらできたのか、それで競争相手がいたのか、どこが競争相手か、そこを聞かせてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:34

再開 10:35

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

本件の委託料につきましては、業者の選考についてはプロポーザル方式でプレゼンを開きました中で、市職員によりますところの選考委員会、応募が一応5社程度っております。そういった中で先ほど言いましたサーベイに決定いたしまして、決定後、入札を行いました結果、執行残が今出ておりますところの10万5千円出たというような結果になっております。

川上委員

それは質問を保留するとしてですね、委託料の次の児童クラブ運営等委託料についてなんですが、先ほどの説明資料を見ますと、児童クラブの箇所数が34カ所から36カ所に増えてますね。それでどこが増えたのかってことがあるんですが、その一方で委託料は115万9千円減額になってる。どういう仕組みになっておるのかお尋ねしたいと思います。

児童育成課長

児童クラブの増えた場所なんですけど、楽市と片島でございます。減額につきましては児童クラブ指導員の夏期手当、冬期手当を臨時職員に準じて減額をいたしております。率が変わっておりますので、その分を減額しております。増設して委託料のほうが増えてないというのは、仮に80人の児童クラブとしましたら、指導員は3人おります。そこを50人と30人というふうに分けて2人と1人に分けることで、委託料の人数のほうは変わっておりません。

川上委員

児童クラブの、今言われた指導員という方の身分はどういう身分ですか。

児童育成課長

NPO法人青少年健全育成会連絡協議会雇用の指導員となっております。

川上委員

給料が減るといのは、人事院勧告に基づく市職員の削減のことなんですね。そうですか。

児童育成課長

賃金に関しましては飯塚市の臨時職員と同じ額を適用し、手当等の率とかも同じような計算の方法をしております。人事院勧告によるものです。

川上委員

市とは別の団体なんですよ。NPOですからね。市の職員の給料が不利益不遡及の原則に反して削減されたんですね。それが委託料に反映していくわけですか。NPOの職員の人たちの給料が、やっぱり4月にさかのぼって、不利益がさかのぼって削られたということですか。

児童育成課長

ご指摘のとおり同じように下がっております。

川上委員

人事課長が大きく首を横に振ってますんで、何か答弁したいと思うんですよね。答弁してください。

人事課長

臨時、嘱託の賃金につきましては職員のような年度間での調整を行っておりませんので、期末手当の人事院勧告に伴います支給率、この減額の分が、この減額に影響するというふうにご理解いただきたいと思います。

川上委員

青少健の職員は臨時職員になってるんですか。市の臨時職員ですか。あるいは嘱託職員なんですか。

人事課長

飯塚市の雇用している職員ではございません。ですが、適用する部分につきましては嘱託員と同様の身分、あるいは臨時職員と同様の身分で雇用してあるというふう聞いております。

川上委員

青少健との委託契約はどういうふうになっているんですか。途中で市の職員の給料が増えたり減ったりするとそれを反映しますよと、年度途中でも反映しますよという契約書になっているんですか。

児童育成課長

就業規則で市の臨時職員、嘱託職員に準ずるといいうふうになっております。

川上委員

それは委託料を当初計算するときそういうことになりますよってことなんでしょう。委託契約、もう終わったんでしょう。委託契約、年間こうですよというふうに決まってるわけですよ。それなのに給料を減らそうと。契約相手に、あなたのところの職員の給料を減らせと。減らす分しか委託料を渡しませんというようなことができるんですか。団体としては職員さんとの間ではそれぞれ契約があるでしょうから、保証しないといけない。市からは委託料が減る。そうすると困るでしょう、NPOは板挟みになって。当初契約しているものを年度途中で、自分たちの給料が減ったからといって、契約先の法人の職員の給料まで減らすわけですか。さっきのサーベイとかはどうなるんですか。委託しているところはいっぱいありますよ。市の職員の給料が減ったから委託料減らしますと。当初契約済みじゃないですか。そういうことができ

るんですか。法制はいないんですか。

総務部長

今、質問者が言われます契約内容につきまして私も詳しくは存じておりませんが、双務契約でございますので、そういった内容について双方の協議の中での決定事項ではないかというふうに思います。

川上委員

双方で決定して年間の委託料がいくらと決まってるんでしょう。委員長、これはまた後でやりたいと思うんだけど、契約書の資料要求をしたいと思うんですが、取り計らいをお願いします。そのときに、では保留して。

委員長

第1款の33ページから第3款の53ページ、民生費までの質疑をいただいているわけですが、ほかにこの33ページから53ページまでの間についての質疑をされる方はいらっしゃいますか。

(な し)

質疑はないようですので、次に第4款の53ページから75ページ、衛生費から消防費までの質疑を許します。

川上委員

55ページです。4款衛生費、1項保健衛生費の3目健康づくり推進費、8節の報償費、乳幼児育成指導事業講師謝礼金56万円増について、これは皆増です。どういう事業をしたのか、謝礼金の内訳はどうなっておるのかお尋ねします。

健康増進課長

お尋ねの乳幼児育成指導事業講師謝礼金につきましては、本年度から発達障がい児関係の各幼稚園、保育所を巡回相談を行う事業でございます。前期実績で9月までが1回目の巡回相談を受けておりました、その中で個別の相談件数から事業量が増えておりますので、その関係で回数を増しまして、講師謝礼金の増額補正をいたしております。

川上委員

事業数が増えたというのは分かりましたけど、56万円という数字はという数字ですか。

健康増進課長

当初予算では、各園あたり2時間程度の時間を見込んだ中で総時間数を算出したしまして、予算額を決定しておりましたけども、先ほど申しましたとおり個別相談の回数が増えました関係で、1時間あたりの単価5千円でございますけれども、回数に掛けた分で56万円ということで算出したしております。総枠で時間数が増加したというような見込みをやっておりますので、これは割り戻した中での時間数の増と考えてもらったらよろしいと思います。

川上委員

112回分増えたということですかね。それから58ページ、2目11節の需用費、消耗品費が55万7千4百円増になってます。これは何のことでしょうか。

環境施設課長

この消耗品の主なものにつきましては、ゴミ袋の作製費でございます。

川上委員

当初いくらで予定しておって、この額になったのか。なぜこのゴミ袋作製費が55万7千円分増えたのか、お尋ねします。

環境施設課長

平成21年6月からゴミ袋の値上げをいたしております。その関係で、5月、6月分の販売店のところの売れ行きが増えたという形の中で、年間通してゴミ袋作製数が増えたという状況

でございます。

川上委員

ごみ袋の作成費は、消耗品費という費目になるんですか。

環境施設課長

失礼しました。この分につきましては、差額シールの数が足りないというところで、基本的に消耗品のほうから差額シールのほうに流用したという状況でございます。

委員長

ちょっと今のは、ごみ袋と差額シールということね。答弁をきっちり初めからして。

環境施設課長

先ほど、ごみ袋の値上げに伴いまして、基本的にごみ袋の冊数が増えたということを訂正させていただきます。この中で一番増えた原因につきましては、差額シールの分がかなり不足したという状況の中で、消耗品のほうから差額シールに流用した関係上、消耗品の方が増えたという状況でございます。

川上委員

そうすると、差額シールにかけた費用はいくらですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:52

再開 11:00

委員会を再開いたします。

環境施設課長

大変申し訳ございません。消耗品の557万4千円につきましては、今回6月に開始しましたごみ袋の値上げに伴います旧ごみ袋の差額シールの分を消耗品のほうから流用しておりましたので、その分を戻したという、要求したという状況でございます。それで、全体的に先ほどお話がありました差額シールにつきましては約1,154万7千円ほど金額が出ております。

川上委員

旧飯塚の市民の間では、700円、大ざっぱに言ってですよ、大きい袋700円が500円に下がったと、合併の時ですね、その時に差額をもらわなかったと、市からは、700円のごみ袋をそのまま使ったと。今度は、その差額代出せと。首をひねっていたら、ごみ袋も、持って行ってくれない、出したものをね。大混乱になったんですね。それで、どうしてこういう発想をしたのか、それによって流用までしなきゃいけない事態になったわけですね。これはどういう発想でこういうことになったんでしょうか。

環境施設課長

今回の値上げにつきましては、旧ごみ袋50円から70円という形の中で金額が20円増えるという形の中でいろんなことを検討しましたが、実際に市民の負担額を公平にしたいという思いの中から旧ごみ袋、それぞれ値段がありますが、その分の差額シールを市のほうで作成いたしまして、旧ごみ袋に貼って、要するにその中で出していただくという考え方の中で、今回その差額シール制度を設けたというのが実態でございます。

川上委員

行財政改革だと言われてる中で、差額シールをもらうといいんじゃないかというふうな考えついた人がいるんですよ。ところが、シールだけで1,154万円、大混乱の中でね、印刷しなければならんと。あれは市民の中からはですね、先ほど言ったような苦情もあるけど、いくらシールというのが何種類もあって、例えば5円のシールだけ作ったらどうかとかね、そしたら5円5円5円で15円とか20円とかね、そういうふうにならね、あなた方に好意的な方でも、

同情的な方でもそう言われる方もいるわけですよ。だからここは、そもそも値上げそのものがどうかという議論もあるんだけど、それで、シール代がどの費目から出てるんですか。

環境施設課長

シール代につきましては、印刷製本費から支出いたしております。

川上委員

そうすると、この印刷製本費の135万4千円の増額も、当初予定よりもシールの印刷に余計にかかったからということですか。

環境施設課長

この印刷製本費につきましては、平成20年度のごみカレンダー分、それから指定袋の販売店の購入納付書等につきましては未執行のため、先食いしたという状況でございます。その分を今後執行するために、合計の135万4千円の計上をお願いしたところでございます。

川上委員

それでは、消耗品費の下に燃料費の6,855万6千円の減額があります。この中身をわかりやすく説明してください。

環境施設課長

燃料費につきましては、主な要因といたしまして清掃工場の安定稼働対策によるコークス、それから燃料使用の減に伴うところもありますが、基本的にコークスの単価が下がっております。本市におきましては、平成19年度33,075円からは平成20年度は69,405円と、はるかに予想を超えた推移をしておりましたが、平成21年につきましては経済情勢の低迷、景気低迷によりましてコークス単価、上半期分でございますが、トンあたり31,605円、下半期につきましては若干増加しておりますが36,855円という結果になっております。この6,800万円の中身につきましては、コークスの単価減として約6,300万円、それから燃料費の灯油でございますが、安定稼働という形の中で約500万円減額して、合計の6,800万円の減額を計上しているところでございます。

川上委員

副市長、ごみ袋の値上げの理由の一つに、このコークス、燃料代の値上げのことがあったと思うんですよ。これでいうと、もとに戻ったというか、値上げの理由は消えたと。それからもう一つは、燃料費が減ってるのは、ごみの減量要因があるんじゃないですか。どうですか。

環境施設課長

平成21年につきましては、経済情勢の悪化等によりまして、搬入量が平成20年度と比較しまして減少傾向にございます。具体的な資料は持っておりません。

川上委員

資料を持ち合わせてなくても、何割ぐらい減というのがないですか。

環境施設課長

前年度と比べまして、約1割程度減少してるんじゃないかというふうに考えております。

川上委員

経済情勢の影響のことと、同時に市民の努力も相俟った形でごみ減量が進むだろうというのは、当初の段階でわかってたわけですよ。そういった点で言うと、もう既にごみ袋の値上げの利用も全部消えてると、3月の段階から言っていましたけど、半年たってもっと鮮やかになったと思うんで、いつからかという考え方もあるかもしれませんが、私としては直ちにごみ袋の値下げをすべきだと思うんですよ。これは、そのように述べておきたいと思います。

それから同じページですが、23節指定ごみ袋等代金返還金、1,145万1千円、これはどういうものですか。

環境施設課長

これにつきましては、旧ごみ袋の販売を5月30日でやめたということで、販売店が持っていました旧ごみ袋をすべて市のほうで引き取ったということで、その分の返還金額です。

川上委員

ここでちょっと歳入の方に関わりますが、歳入の諸収入で、ごみ袋代の2,800万円増というのがありますかね。17ページですね。14款の使用料及び手数料でした。訂正します。衛生手数料の中に、ごみ処理手数料2,812万3千円が増額補正で入ってきてます。これはごみ袋の売り上げがこれだけ増えて、市民から今年度頂くごみ袋代が過去最高、6億円に達するだろうということなんですね。この2,812万円も予想を上回るというのはどういうことなのか、お尋ねします。

環境施設課長

今回ごみ処理手数料といたしまして2,812万3千円を増額計上いたしておりますが、ごみ袋売払い収入分と清掃工場に搬入する自己搬入分の二つがあります。今回につきましては、主にごみ袋の分でございますが、基本的に6月からごみ袋を新しく切り換えたという形の中で、各販売店等々の5月6月分が在庫を一ヶ月程度持った中で、今回その分が増えたというふうに考えております。

川上委員

取扱店も大変なことだったろうと思うんだけども。

60ページの5款労働費、15節工事請負費に、三軒屋・工場団地線道路新設工事2,358万6千円の減額があります。これの事情をお尋ねします。

土木建設課長

これは前期工事2工区発注しておりますけど、その入札執行残処理でございます。

川上委員

工事がどのくらい進んでおるのかということとですね、それともう一つ、執行残ということですので、入札結果、落札率も含めてお尋ねします。

土木建設課長

工事の進捗といたしましては、来年度末で完成の運びで進捗しております。入札結果については、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

川上委員

この中には、執行残がいっぱいあるわけですよ。総務委員会で、この執行残なぜかと聞かれるのは当たり前じゃないですか。土木だけに言ってませんよ。資料持ってきてないとかね、あり得ないでしょう。お願いします、ご理解くださいと言って、この補正予算書を押し通すつもりなら、そういうことがあるかも知らないけど、そういうつもりはないでしょう、いくら何でも。だから先ほどから、資料がないとかね、あるかと。

委員長

これは、川上委員さん、申し添えときますけど、総務委員会で入札結果の報告があってありましたよ。

川上委員

補正予算書の審査をしておるんですよ。じゃあ、それは後で聞かせてください。びっくりするような数字が並んでたら大変だと思ってるわけです。

それから同じ労働費ですが、労働諸費の13節委託料、緊急雇用創出事業委託料、学校等再編アンケート事業421万4千円が出てますね。これは市長が、教育長がお話しになってた再編問題のアンケートを行うということのようですけど、これは、アンケート用紙はでき上がってるんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

アンケートの内容につきましては教育委員会会議にはかりながら決定をみておるところですが、最終的には今月中に開かれます教育委員会会議において決定されるものとしております。

川上委員

一応決めておると。最終決定まで至ってないということですか。そうすると、この委託料、421万円は何に使うんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

委託料421万4千円の内訳でございますが、国の緊急雇用創出事業の要件といたしましては、その趣旨から人件費に70%を使うこととされております。そのことから今後、送付準備、回収後の集計分析等に携わる人件費、社会保険料等も含めまして延べ14人、3ヶ月で日数にして308日分の人件費293万8千円、そのほか印刷代、郵便料等の経費、諸経費、消費税等が127万6千円で、合計で421万4千円でございます。

川上委員

3ヶ月で延べ14人、どこでどういう方がどういう仕事をするんでしょうか。送付作業は分かるけど。

学校施設等再編整備対策室主幹

これは委託事業としておりますことから、まだ委託先は決定しておりませんが、委託先におきまして委員会のほうで策定しましたアンケートの印刷、袋詰め、発送、回収した後の整理分析、最終的な成果報告まで求めているものでございます。

川上委員

これは緊急雇用創出事業ということなんだけど、委託じゃなくて直接でできないんですか、直接雇用で、ルール上は。

商工観光課長

緊急雇用対策の直接雇用につきましては臨時職員の対応ができますけども、今回ちょっと制度が若干変わりましたが、当初9月いっぱいまでの臨時職員雇用という国のほうからの指導がございましたので、今回の委託事業の中では対応できなかったのではないかとこのように考えております。

川上委員

私が言っているのは、直接雇用のほうが緊急雇用創出という点でいうと機敏性もあるし、421万円ぐらいですけど少しでも役に立てるんじゃないかと思うんですよ。その辺はどうお考えですか。

商工観光課長

確かに質問者の言われますように、臨時職員直接雇いのほうが雇用の創出につながるかと思えますけども、先ほど説明しましたように9月の末日までの、直接雇用につきましては緊急雇用での雇用ができましたけど、その時点ではまだ、今言いましたように委託しか方法がなかったもので、今回のような要求になっております。

川上委員

もう少しこの分野の予算があれば、もう少しというか思い切った市の独自財源も含めてね、やると助かるという市民の方がたくさんおられると思うんですよ。仕事はいくらでもあると思うんですよ。工夫していただきたいなというふうに思います。

それから64ページ、6款農林水産業費、2項林業費の2目林業振興費ですね、13節委託料ですが、荒廃森林再生事業委託料3,884万7千円という増額補正になっております。事情をお聞きします。

農林課長

今年度事業を予定しておりました飯塚、庄内地区の事業の進捗が進んでおります関係上、来

年度に予定しておりました筑穂地区の荒廃森林再生事業を今年度に前倒しで行うということで県と協議をいたしまして、県から財源的なものの協議が整いましたので、補正をお願いしているというところでございます。

川上委員

これは10分の10だと思いますが、本市の関係する森林の状況からいうと災害もあったわけですから、もっと事業ができなかったのかなと思うんですが、何か制約的な問題があると思うんですよね。どういった点の制約が大きいですか。

農林課長

委員が質問されましたように、災害の関係的なものがございますので、できるだけ前倒しということも考えて前倒しをやっておるわけでございますが、一番大きな制約は、人工林が対象になっております。生育がおおむね15年程度以上の生育林につきまして調査を行い、間伐、枝落とし等、生育を良くするために作業を行うわけでございますが、一番のネックは作業を行うに当たりまして、所有者の同意が必要ということになっております。所有者の負担は要らないわけですが、所有者の同意がないと作業ができない、当然調査もできないということでございますので、そこが一つの進捗の大きなネックとなっております。

川上委員

こういう制度があることについて現地の所有者は皆さん知っておりますか。

農林課長

事業実施に当たりまして地区ごとでございますが、旧市町村ごとでございますが、所有者あてにすべて通知をいたしまして説明会等でご説明をしておりますし、来られなかった方につきましては、事業が10分の10でございますので、ぜひとも同意してやっていただけないかというお話は所有者ごとに行っておるところでございます。

川上委員

所有者のうち市外にお住まいの方は何割くらいおられますか。

農林課長

調査を地区ごとでやっておりますので全地区まだ終わっておりませんが、おおむね今までの、昨年あたりから今年を含めてやったところにおきますと、個人地につきましては個人一人の所有につきましてはおおむねこの筑豊圏内におられますが、一番大きなネックは未相続の物件が多うございまして、3割程度、市外の所有者がおられます。

川上委員

その辺の仕事をするのに10分の10ということなんだけど、そういう仕事にはお金が来ないでしょう。やっぱり市の職員がこの荒廃林を再生させるためには細かい丁寧な仕事が必要になると思うんですよね。

次にですね、先ほど補足説明でインフォメーションセミナーの中止のことが言われました。それで、あまり新聞に載らないですね。やったときは載るけど、中止したときはなかなか載らない。次は名古屋事務所を撤退してくれるのかと市民は期待をしてる方も少なくないです。インフォメーションセミナーの関係の補正は、関連補正はどこにありますか。

企業誘致推進室主幹

インフォメーションセミナーの関係費用でございますが、65ページの商工業振興費の中のまず報償費の企業立地セミナー講師謝礼金、それから旅費の費用弁償、次の普通旅費、それから需用費の消耗品費、食糧費、それから役務費の通信運搬費、次のページに参りまして使用料及び賃借料の会場借上料でございます。

川上委員

これは総額いくらですか。

企業誘致推進室主幹

この内訳すべてが直接インフォメーションセミナー経費というわけではございません。若干のそれ以外の経費も含めて決算見込額との推移を出しておりますので、具体的には132万5千円でございます。

川上委員

当初あなた方は講演の後ですね、飲み食いをしようと考えておったんですね。それで、講演に30万円謝礼を用意しておったんだけど、誰を予定していたんですか。

企業誘致推進室主幹

昨年度実施いたしましたときはトヨタ九州の元の副社長をお願いしておりました。それと同様に九州地区にも土地勘もおありになって東海地区でもインパクトのおありになる方ということ想定して計上しております。

川上委員

その方にキャンセルを伝えたのはいつですか。

企業誘致推進室主幹

実はキャンセルというか、昨年度は11月13日に実施をいたしまして、本年度も同時期の開催を模索しながら年度末いっぱいまでの開催時期を想定いたしまして様々な検討をいたしました。そういった関係で、当初は何人かの方に講師としてのご参加を打診したこともございますけれども、最終的には返事をもらえないままに取り止めを決定したという状況でございます。

川上委員

講演をする中身がないということだったかもしれませんが、66ページの会場借上料ですね、これは名古屋国際ホテルを予定しておったんですか。そうであれば予約はどういうふうになってましたか。

企業誘致推進室主幹

昨年も、おっしゃいますとおり名古屋国際ホテルで実施いたしました。本年度も同開場を予定しておりました。年度当初から時期につきましてはいろいろと打ち合わせをさせていただいておりましたんですけれども、先ほど言いましたように年度末、2月、3月も含めての時期を模索する中で、最終的には今年度は見送るというご連絡を申し上げたというところでございます。

川上委員

名古屋国際ホテルというのは、一級のホテルなんでしょう。1カ月くらい前に貸してくださいということで、だいたい取れるようなところですか。

企業誘致推進室主幹

名古屋駅周辺あるいは都心には複数のホテルがございますけれども、比較的安価なホテルでございます。

川上委員

キャンセル料は、発生してないですか。

企業誘致推進室主幹

発生いたしておりません。

川上委員

もともとやる気がなかったと、講師も決まっていなければ会場の予約もしていないということですね。やる気が出るはずがないですよ。地元の企業のほうが参加者、多いんだから、アイン関係の企業より。地元から議員さんも行かないといけないでしょう。地元の出席者の方が多かったんですよ、去年だって。で、地元産ですってということで筑穂牛を食べて、半分以上はインフォメーションを既に知ってるわけですよ。誘致で来てもらいたいなと思ってる大半は、

アイシンのOBのアドバイザーの知り合いの方なんですよ。で、来ない。だから、あなた方がやる気が起きないのは当たり前だと思います。こういう名古屋事務所は廃止して、来年の予算とか絶対計上するべきではない。力を持った比較的若い幹部をやっぱり飯塚に帰ってきていただいて、特に福祉部門で、民生部門でも頑張ってもらうように、特定するわけにはいきませんが、その方面に人的配置は厚くするというふうを考えるのが普通じゃないでしょうか。

それでは、66ページの19節負担金補助及び交付金、企業立地促進補助金692万円の減額があります。内訳をお尋ねします。

産学振興課長

企業立地促進補助金につきましては、旧要綱分と新要綱分がございまして、旧要綱分につきましては固定資産評価額が確定したことによりまして減額になった分もございまして。それと新要綱分につきましては1社、条件に満たないということで取り下げがございました。その分が792万5千円ということで、これが主な数字になってきております。

川上委員

数字をもう一度お願いします。その1社分の数字。

産学振興課長

当初お願いしておりましたのが792万5千円でございます。

川上委員

そこで、一番食品のほかにはどこがあるんですか、その792万5千円の中に。

産学振興課長

説明が少し不足しておりました。一番食品が792万5千円でございますのが取下げになっておるということでございます。新要綱分の会社名を挙げさせていただきますと、スギヤマプラスチック株式会社、株式会社丸本、ケンコーコム株式会社、三桜工業株式会社、メディサ新薬株式会社、今心株式会社が新要綱分でございます。

川上委員

それで、一番食品が取り下げたということを答弁されたんですけど、厳しい財政事情の中で、わかってる本人が、それでも800万円のお金をください、私は社長だからといって申請したわけでしょ。それを取り下げたと、どう見るかってことなんですよ。それで、申請はいつだったのか、いつ取り下げたのか、理由はどういう理由なのか、詳しく市民は聞きたいと思います。今日は市長がおられないのであれだけれども、市長の代わりに部長、答弁してください。

産学振興課長

まず、具体的な申請行為があったわけではございません。もともと予算にお願いしますときには、事業がこの補助金に該当するかということで認定の申請がございまして。その申請の時期は、すみません、書類を持ってきておりません。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:37

再開 11:38

委員会を再開いたします。先ほどの答弁は保留します。川上委員。

川上委員

次に、7款商工費の13節委託料、観光情報発信等システム構築事業委託料です。これは、4,700万円というのは、どう説明されてましたか。これは、皆増でしたかね、増額でしたかね、お尋ねします。

商工観光課長

この委託料は新規に要求をしているものでございます。

川上委員

追加資料では少しわかりにくいので、もう少し説明していただけますか。

商工観光課長

国が実施しております地域情報通信技術利活用推進交付金事業により情報通信技術ICTを活用して本市の持つ文化、観光、産業等の地域資源や地域イベント等の情報をコンテンツ化して、これらの情報を携帯端末等を通じて発信し、本市を幅広く知っていただき、本市への集客を行い、商店街をはじめ地域経済活性化、認知度アップを目的としているものでございます。

川上委員

全然わかりません。もう少し市民にわかるようなね、4,700万円もかけて何をしようとしているのかわかるように。

商工観光課長

失礼しました。事業内容の説明をさせてもらいたいと思います。事業内容といたしましては、飯塚を訪れる動機付け、飯塚及び周辺地域を楽しむための情報提供、帰ってからも飯塚が楽しめる情報を提供するなど、飯塚の観光ポータルサイトの構築を予定しております。要は、ホームページがございますけども、アクセスをされるときに例えば観光というキーワードで検索されれば、その中で飯塚市の観光情報がすぐに出てくるということで、現在こういったホームページを通じた中で観光地、特に飯塚にも来られるお客様が多いものですから、そういったものを構築していこうという委託事業でございます。

川上委員

要するに、ホームページを作成する費用だということなんですか。

商工観光課長

ホームページだけではなくて、先ほど最初に説明しましたように、そういった情報を携帯端末を使って配信をするということでございまして、一つはお客様が飯塚市に来られて携帯を見れば、飯塚市の観光情報、あるいは商店街でのイベント情報が見られるというふうなものでございます。

川上委員

4,700万円もかけるほどのことかと、これだけかけるのであればもっと違うことができるんじゃないかと思うんだけど、これは自民党の置き土産ですか。どういうメニューなんですか、これは、国の10分の10というのは。これしか使えないんですか。ホームページで、携帯端末で見られると、これしか使えないんですか。ほかに観光行政に使えることはないのか、その辺はどうでしょう。

経済部長

この事業につきましては、商工観光課長がご答弁申し上げておりますように総務省のユビキタスタウン構想推進事業であります。この事業のメニューといたしましては、医療、福祉、防災、そして観光などの様々な分野において情報通信技術を広く国家的に利活用するというのが目的になっておりまして、観光を私ども飯塚市の場合は一つのテーマ、題材として携帯端末に情報を配信しようということにいたしておりますが、利用の仕方は、いろいろございますけども、本市の場合はトライバレー構想等を掲げております、ITを推進する地域でもございますので、こうした携帯端末を活用した観光情報の提供、ましてや地域商店街の情報も同時に配信できるということで地域の活性化につなげたいという事業でございます。

川上委員

また歳入に少しだけ入りたいんですが、使用料の中で旧伊藤邸の減額補正が465万円出てるでしょう。観光の皆さんの目玉の一つなんだけど、来訪者の動向は最近どうなってますか。

商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸の来訪者の状況でございますけども、公開をいたしまして3年目になりまして、現在は1日あたりの人数にいたしますと約310人程度の方が伊藤邸にいられております。やはりこういう観光地におきましては、公開1年目は大変多くの方が来ていただけますけども、2年目3年目となると減少していくところです。ただ、いろいろなイベント等を行いながら、この減少率が少なくなるようにということで現在取り組んでいるところでございます。

川上委員

また今度、別の機会に、伊藤伝右衛門邸については取得費から今日までのバランスシート、総額のバランスシートを聞いてみたいと思うんですが、要するに本市の観光事業あるいは来訪者の状況というのは、雛のまつりとかいろんな努力があるんだけど、うまくいってないでしょう。うまくいってない原因は何か、これにどうかみ合わせていくと成功ヘレールが敷けるのか、そういう考え方をされてると思うんだけど、今度の4,700万円をかける事業は、どういふかみあわせ方になるんですか。これによって、例えば伝右衛門邸の来訪者の数がどういった形でアップすると思いますか。

商工観光課長

このユビキタス構想推進事業につきましては、観光というのはやはり情報をいかに発信して、やはりこの飯塚を知らない方たちに飯塚を知っていただく、この旧伊藤伝右衛門邸だけじゃなくて、いろいろな観光素材もございますし、商店街でのイベント等もございますので、そういうものをこの情報発信をもとにお客様に来ていただくという趣旨でございます。現在こういったインターネット端末を使って情報収集して来られるお客様もおられますので、そういう方たちをターゲットにしているところでございます。

川上委員

そのくらいのことだったらね、民主党の事業仕分け人に見つかったら、もうこれはどうなるかわかりませんよ、はっきり言って。自民党政権下でできたメニューであっても、使うのであればもっと真剣に考えないといかんでしょう。4,700万円をかけるんだけど、委託先をどのようにして決定しますか。

商工観光課長

委託先につきましては、地域情報通信技術の利活用推進交付事業につきましてはソフトウェアセンターと共同企画を行っておりまして、それに基づきまして国の認可を受けておりますことから、ソフトウェアセンターのほうに随意契約をということで考えております。

川上委員

前の経済部長が専務理事をしている所ですか、そこは。

商工観光課長

そのとおりであります。

川上委員

そこに随契で4,700万円の仕事をやるということを言われたんだけど、それは話し合いはどこまでいってるんですか。

商工観光課長

このユビキタス構想推進事業、国の10分の10の事業を使いまして、研究開発型の事業でございます。どこまでと言われますが、この事業自体が先ほど言いましたように共同提案をしておりますことから、先ほど言ったとおりでございます。

川上委員

市とソフトウェアセンターとは契約行為をもう結ばないわけですか。契約行為を結ばないで4,700万円をやるわけですか。何か出資に使うんですか。どういうことですか。

商工観光課長

今回の補正予算可決後には委託契約を結んで実施したいというふうに考えております。

川上委員

市の前経済部長が行った先のソフトウェアセンターと共同提案だとかという名目でね、随契で4,700万円渡そうとしてるわけですね。そうじゃなくて、あなた方いつも言ってるじゃないですか、育成していると、九工大の学生とかね。そういう方たちのグループとか、あるいは会社とかに考えてみようという議論はしてないですか。それをした上でなおかつ前経済部長のところがいいということになっているのかね。どうですか。

経済部長

委員ご指摘の、地元にはたくさんのIT関連の企業がございます。そうした企業もこのソフトウェアセンターの中に入居されておりますので、今回はこの事業につきましてはソフトウェアセンターと飯塚市が共同で提案をし、それが採択された事業となっておりますが、いわゆる飯塚市のコンテンツイベントツアーシステムという新たなシステム開発になりますので、このシステム開発の中でそうした地場のIT企業さんについても利用いただけるということで、ソフトウェアセンターのほうとはご相談申し上げます。

川上委員

その利用していただけるとはどういうことですか。下請けで仕事がもらえるという意味ですか。

経済部長

そうじゃなくて、いわゆるソフトのシステムエンジニア等の協力を、開発あたりでいろいろと頂くということでございます。

川上委員

そういうこと全然聞いてないでしょう。委託料4,700万円は誰のところに行くかを聞いてるわけじゃないですか。それを問題にしてるんですよ。なぜあなた方のOBが行ってる第三セクターに4,700万円をポンとやろうとするのかと。なぜ広く「こういうことがあるんだよ」ということで、あなた方が別に育成していると言ってるベンチャーとか学生グループとか、検討したのかと聞いているじゃないですか。検討もしないで先ほどから言ってるようなところに渡そうとしておるのかと。検討したのかと聞いているわけですよ。

経済部長

今回のこの国の研究開発事業の提案に関しましては、ソフトウェアセンターがこうしたシステムの構築のアイデアを持って飯塚市と共に申請し実施してはどうかというご提案がございました。でありますから、その提案を受けて市が今回総務省のほうに応募したということでございまして、市のほうから地元企業、それから大学のほうへこういった発想があるので研究をしようというふうに持ちかけた事実はございません。

川上委員

とんでもないと思うんですね。だから自民党が経済対策のつもりか何かわからないけど、こういうメニューがあるよと。市はその情報をひとり占めして、外に出さずに第三セクターとだけ話をして共同提案したと。そこからもう始まっているじゃないですか。だから、共同提案したからそこと随意契約するのは当たり前というようなことを言われたけど、情報をひとり占めしてね、そことだけ話をする。何か愛生苑の5千万円と似てるじゃないですか。それで、実際の話がね、ソフトウェアセンターはまた下請けに出すんじゃないんですか。どこに出すんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 11:54

委員会を再開いたします。

商工観光課長

今度の事業につきましては、ソフトウェアセンター自体でも利用されますけど、飯塚市内のベンチャー企業と一緒に開発をして、システム構築していただくということになっております。

川上委員

下請に出すんじゃないかと、そこを聞いているんじゃないですか。答えにくいですか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、ソフトウェアセンターと市内のベンチャーと一緒にやりまして、このシステムの構築をするということでございます。

川上委員

委託先はソフトウェアセンター、それで、そのソフトウェアセンターは市内のベンチャーと共同ですか。4,700万円は誰が受け取るんですか。あなたの言う市内のベンチャーというのは4,700万円の一部は受け取らないんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:56

再開 12:58

委員会を再開します。

産学振興課長

ユビキタスタウン推進構想の関係で今回ソフトウェアセンターにというお話でございます。この件につきましては、平成20年度から5カ年の計画期間でございますトライバレー構想の第2ステージにおきまして、安心安全な社会、環境に配慮した社会、多様化高付加価値化した社会の動きを踏まえた新しいプロジェクトを本市、大学、産業界、産業支援機関が推進主体となって提案いたしまして、本市を実証実験フィールドとすることにしております。ユビキタスタウン構想の推進につきましては、平成4年に地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づき本市、国、県等で設立いたしました株式会社福岡ソフトウェアセンターと本市が、トライバレー構想に基づきICTを活用した地域活性化や安心安全なまちづくりのために、一体となって研究開発を進めていくということで取り組んでおります。このためのユビキタスタウン構想推進事業であります飯塚市コンテンツイベントツアー等につきましては、市と株式会社福岡ソフトウェアセンターがこの協議を行いまして、市内のIT系企業の得意技術を活用しながら共同研究開発を行っていくということでやっておりますので、福岡ソフトウェアセンターにということを考えておるわけでございます。

川上委員

それで、仮に議決があったならば、ソフトウェアセンターと4,700万円で随契するということですよ。そこまでは先ほど聞いていたわけですね。それで、先ほどもう一つ先まで聞いたわけですよ。そうすると、ソフトウェアセンターは下請をするでしょう、それはどこですかと聞いたんですね。お尋ねします。

産学振興課長

現在ソフトウェアセンターとハウインターナショナル株式会社と協議いたしまして、ソフトウェアセンターの技術者もおりますし、管理人的な役割を担うということで、福岡ソフトウェアセンターということにしておりますけども、別の、今言いましたハウインターナショナルと一体となって開発していくということでございます。

川上委員

ハウインターナショナルというのは地元のベンチャーですか。

産学振興課長

はい、市内の企業でございます。

川上委員

これについてはこういうことになるんですかね。前の経済部長が担当してるときの事業立ち上げで、退職後に、共同で事業を検討しておったところに自分が再就職で行った、そして今回随契で4,700万円の仕事を受ける、こういうことになるんですかね。

商工観光課長

このユビキタス事業につきましては、本年の6月に国の総務省から出されたものでございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

川上委員

要するに、前の経済部長はこの事業については預かり知らんはずだということと言われたんですか、今のは。

商工観光課長

先ほど申しましたように、この事業につきましては今年の6月に募集があったものでございます。

川上委員

これは違う機会にもう少しお尋ねするようにしましょう。

それから15節工事請負費、筑豊ハイツ荷物用昇降機改修工事、減額補正232万1千円ということになっております。どういう工事だったのか、減額補正の理由を聞かせてください。

商工観光課長

この筑豊ハイツ昇降機改修工事につきましては配膳用の荷物を運搬する昇降機でございまして、老朽化に伴いまして今回改修工事をしておるものでございます。予算が650万円でございますが、執行額417万9千でございますので、232万1千円を減額補正しているものでございます。

川上委員

次に70ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路橋梁新設改良工事の中で、大分太郎丸線道路改良工事負担金195万円が出ております。これは当初にもあったんでしょうか、お尋ねします。

国県道対策室主幹

195万円の増額補正をお願いしてるところでございますけれども、これは本年度、用地補償の建物の協議が整いましたので、負担金はその分増加したものでございます。当初からは入っておりませんでした、協議中ではございましたので。当初、補償費は300万円計上いたしておりましたけれども、それにプラス195万円の増額補正でございます。

川上委員

これは、補償費が300万円組んであったんですか。予算資料の中にも、当初予算300万円が495万円になったんだと書いてありますけど、確認しますけど、この300万円というのは何の補償費だったんですか。

国県道対策室主幹

この補償費につきましては、用地費と農機具倉庫の補償費でございます。

川上委員

300万円ですよ。当初予算300万円の中に、この二つがあったんですか。

国県道対策室主幹

当初の300万円の部分は、工事費の負担金でございます。このほどの195万円計上させていただきますので、これは補償費の分でございます。

川上委員

だから、300万円というのは工事費の負担金でしょう。そうすると、増えた195万円というのは用地買収費と、工事費の中に入ってないんですね、用地買収費は。それと農業倉庫補償費、二つが増えた、と。この用地買収はどこ部分をしたんですか。

国県道対策室主幹

農機具倉庫の敷地でございますけれども、飯塚市の北古賀408の5、用地面積242.07㎡でございます。

川上委員

北古賀の土地を取得したんですか。いくらで取得したんですか。面積と金額。

国県道対策室主幹

ただ今お答え申し上げましたのは、福岡県から飯塚市の所有の農機具倉庫敷地を買い上げていただいたものでございます。その用地面積が242.07㎡、金額で544万6,575円でございます。

川上委員

市有土地を県が購入したんですか。そしたら歳出のところに入らないでしょう。もう少し整理して説明してもらおうとありがたいんですけど。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:09

再開 13:10

委員会を再開いたします。

国県道対策室主幹

補正予算に上げていただいておりますのは負担金でございます、あくまでも、15%の負担金でございます。県からは、本体の工事の補償費は100%見るわけでございますけれども、そのうちの15%をここに計上させていただいてるというように理解していただければ、ご理解いただけるんじゃないかと思えます。

川上委員

300万円という当初予算は、これで大体行けるはずだという見通しで組んだわけでしょう。ところが実際に県が手を打ってみたら、飯塚市にもプラス195万円持ってもらいたいということでしょう。なぜ増えたのかお尋ねします。

国県道対策室主幹

当初予算計上時は、協議が整っておりませんでした。平成21年度以降の計画としてやっておりましたけれども、協議が整いましたので、本年度で計上させていただきたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:11

再開 13:12

委員会を再開します。

国県道対策室主幹

当初の300万円の負担金の計上は工事費のみでございました。そのときはまだ補償のこの部分の協議が整っておりませんでしたので、計上いたしておりませんでした。協議が整いましたので、来年の工事用の用地を確保すべく補償費と用地費を21年度で計上させていただきたいというふうに思っております。

川上委員

この工事が終わるまで、あとどのくらい負担金が発生しそうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:13

再開 13:15

委員会を再開します。

国県道対策室主幹

本工事は平成22年完了予定とのこととあります。負担金につきましては、平成22年度が750万円でございます。

川上委員

71ページの3項河川費、1目河川維持費です。13節治水対策基本調査委託料1,980万円の新規ですね。増額補正ということで、説明をお願いします。

土木建設課長

治水対策基本調査委託でございますが、平成15年7月19日の集中豪雨に伴い、旧飯塚市において平成16年度に治水対策施設検討調査を行ってございました。そのときの部分では要対策箇所の施設の検討を行ってまいりました。今回の調査委託につきましては、本年7月に再度浸水被害が発生したことから、平成16年度作成の治水対策施設検討調査の資料をもとに、今回の降雨状況、浸水範囲等を整理しまして、各河川、水路、流域の現状把握と解析を行い、旧飯塚市域は先の調査を見直しまして、旧町域につきましては新たに河川、水路を流域ごとに施設を検討しまして、今回市内全域の治水対策施設の基本調査検討を行うものであります。

川上委員

今後の治水対策をする上で大事な調査だと思います。対象が市内全域と言われましたけど、河川についても同じと思いますが、それで、資料によると繰越明許費設定と書いてあるんですね。これは入札というか、委託は決めて調査を始めておるけども仕事が終わるのが来年度にかかるということですか。

土木建設課長

今回の補正予算が通りましたら来年から入札にかける、年明け、1月といいますか。それから業務を開始しますので、3月いっぱいには終わりきれないということで繰越明許ということになっております。

川上委員

そうすると、福岡県が既に飯塚土木のほうで調査を始めておると聞いておりましたが、この調査とはどのように関係するのでしょうか。

土木建設課長

県のほうが行っておりますのは県営河川でございます。それから上流部といいますか、各流域の上流部に市の水路、河川があるわけでございます。その部分の調査でございまして、県とのデータ交換とか、そういう協議は随時やっていくようにしております。

川上委員

それで、委託の方法についてどのように考えておられるか、お尋ねします。

土木建設課長

指名競争入札で考えております。

川上委員

飯塚土木というか、福岡県の委託している委託先はどこかご存じですか。

土木建設課長

承知しておりません。

川上委員

福岡県の委託しているところが、今、指名競争入札と言われましたけど、それに指名される可能性ありますか。

土木建設課長

まだ予算の段階でございまして、その検討はまだいたしておりません。

川上委員

次に72ページ、3目公共下水道費の下水道事業会計補助金800万円、これについて説明をお願いします。

財政課長

この下水道事業会計補助金の800万円につきましては、当初予算におきまして本来なら4億8,800万円という予算を計上すべきところを、私のほうの連絡ミスで4億8千万円で計上しておりまして、その差額800万円を今回調整のため計上させていただいておるものでございます。今後こういう計上漏れのないように気を付けます。

川上委員

何か意味がよくわかりませんが。

財政課長

私のほうの計上誤りによる調整のための補正予算でございます。

川上委員

その計上誤りというのは、どういう計上誤りですか。議会はこれを可決してしまってるんですよ。計上誤りというのはありますか。どういうことですか。

財政課長

申し訳ありません。私のほうの端数処理の連絡が上下水道局とうまくいきませんで、私のほうのミスであります。誠に申し訳ありません。

川上委員

謝っていただくとかまだ思っていないんですよ。もう少し、どうしてそういうことが起こるのか、財務部長のほうで説明していただけませんか。

財務部長

この上下水道事業会計補助金につきましては、当初予算を編成する中で事業の内容等を協議いたしまして、繰出繰入基準の範囲の中で財源不足等を協議いたしまして、補助金の額を決定するわけでございますけど、今、財政課長が申しましたように4億8,800万円という形での協議をいたしておりまして、800万円の分につきましては金額の差が発生したということで、上下水道会計については4億8,800万円を計上いたしまして、一般会計については4億8千万円で計上して予算をそれぞれ提出させていただいておったという状況でございます。それで今回800万円の金額の調整をさせていただいております。

川上委員

気が付かなかった議会のほうもどうかしておるといことなんでしょうけど、こういったことが起きるのは単なる実務的なミスではなくて、公共下水道費の下水道事業会計補助金の出し方、位置付けが、一般会計のほうで位置付けそのものがおるそかになっておるからじゃないんですか。本当はもっときちんと計算して、もっと大きい補助金を出すべきじゃなかったんですか。それを切ろう切ろうと思ってるから、少ないほうにしてしまったんじゃないんですか。単なる実務的なことじゃないんじゃないんですか。

財務部長

この補助金の額につきましては、下水道の担当と財政のほうで協議いたしまして額を決定い

たしております。今、質問者が申されますように、金額をカットするというようなことではございません。両方下水道会計、一般会計、それぞれ協議した中で金額を決定いたしております。

川上委員

それで、こういう場合の処理の方法というのは、補正によって「錯誤」ということで処理するわけですか、処理の仕方としては。

財政課長

計上を漏らしておりましたので、補正予算という形で正式に上げまして修正をさせていただくということで、今回計上させていただいております。

川上委員

処理の仕方について、これでいいのか、ちょっと疑念は湧きます。

次に75ページ、9款消防費、1項消防費の4目災害対策費、15節工事請負費、防災行政無線設備設置工事(債務負担行為分)と書いてですね、1億1,593万3千円の減額が出ております。これは事情をお願いします。

総務課長

今回、契約変更を144号議案でも提出させていただいておりますが、防災行政無線の工事の変更に伴いまして変更契約をいたそうとしております。その執行残の1億1,593万3千円ということでございます。

委員長

それでは、先ほど土木建設のほうで答弁を保留しておりました分について答弁を求めます。

土木建設課長

予算書の60ページ、工事請負費、三軒屋・工場団地線道路新設工事の減額補正の分でございます。三軒屋・工場団地線道路新設工事(1工区)につきまして、落札額税込みで3,815万3,850円、落札率83.42%、応札者は18社、5社による最低制限価格でのくじ引きとなっております。同じく2工区、落札額税込み3,538万7,100円、落札率は83.28%、これも1工区と同じく18社による応札により5社による最低制限価格でのくじ引きとなっております。

委員長

それでは、産学振興課での保留分の答弁を求めます。

産学振興課長

先ほどの企業立地促進補助金の取下げの件で、日付を言われておりましたのでご報告をしたいと思っております。まず事前に届けをしていただきます事業認定申請者の提出日は平成21年3月1日付けとなっております。事業認定申請取下届につきましては、21年6月30日付で提出がなされておるところでございます。

川上委員

3月1日の認定申請の根拠たる事実というか、計画というか、それと6月30日の取下げの理由をそれぞれお尋ねします。

産学振興課長

まず事業認定申請につきましては、増設をされるということで3千万円を超えた数字での申請ということになっております。また、新規常用従業員数につきましては29名を採用する予定ということで条件に叶っておりましたので、そういう申請がなされております。また、6月30日付の取下届につきましては、増設に伴う投下固定資産総額が3千万円を下回ったためということでございます。

川上委員

人数の要件は記載がないですか。

産学振興課長

取下書には記載はございません。

川上委員

今までこの事業で取下げという例がありますか。

産学振興課長

新要綱になってから、私が知り得る範囲では取下げはあっておりません。

川上委員

そしたらですね、委員長、資料を用意してもらってますので、今の認定の件と取下げの件と要求したいんですが。

委員長

執行部にお尋ねします。ただ今、川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

産学振興課長

今、事業認定申請取下書につきましては提出はできますけども、もう一つ、認定申請書につきましては非公開部分がございますことと、企業情報が入っておりますので、企業のほうに確認するというような時間も必要になってまいります。審査にご迷惑をおかけしてとも思いますので、出来れば取下書のほうだけということでご理解いただければというふうに思っております。

委員長

川上委員さん、今、答弁があったとおり、取下書だけでいいですか。はい。おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩します。

休憩 13:33

再開 13:42

(資料配付)

委員会を再開いたします。

川上委員

私は、市民の税金を使ったこういう補助金の交付が、こんなに出し入れが自由なのかと思うんですよ。6月30日にたった一行、増設に伴う投下固定資産総額が3千万円を下回ったためですと、ああそうですかと、出さんでよくなったからよかったねということなんでしょうか。ではあなた方、3月1日に認定をしたわけでしょう。予算まで入れた。そのときどうやって3千万円を超える、29人以上やるというのを確認したんですか、お尋ねします。

産学振興課長

認定申請書にはどういった内容の増設をするという設備の内容だとか、それいったものを記載していただいた中で提出をしていただいております。まずこれで認定申請を終わりにして、その要件を満たしておれば認定はまずすると。しかし最終的には交付申請書を12月に出していただいて、そして内容をきちっと私どものほうから現地調査をいたしまして、確認した上で企業立地促進審査会のほうに諮問をいたしましてご審議いただいて決定をするというような段階になっておりますので、この時点ですべて、申請の段階で調査をかけるというところまでは、現地調査まではやっておりません。

川上委員

それくらい軽い認定申請でね、800万円も当初予算に措置をしたんですね。この件については一言いって、スギヤマプラスチックについては申請も出てないのに予算措置をしたことがあるでしょう。だから、この企業立地促進補助金交付というのは、事業が適正に行われておる

のかどうか、一度自己点検をしてもらうように求めます。

それから児童クラブの運営等委託料の116万円の減額についてなんですが、これはNPOの職員の給料を削減することを意味するわけですね。それで、市の職員の賃金が減ったことを理由にして委託業者の職員の給料まで、市がですよ、市が削減できる根拠があるんですか。それを示してください。

児童育成課長

先ほどの児童クラブ委託料の減の説明を改めてさせていただきます。児童クラブ運営委託料の減は飯塚市臨時職員の夏期、冬期手当の減額に伴い、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の就業規則に沿って減額したものでございます。

児童社会福祉部長

この減額につきましては、当初予算もそうですけど補正予算も、飯塚市の補正予算の編成方針が文書でまいります。それに基づきまして、もういろんな事業の委託料がありますけれども、賃金ベースは委託業者との間で、契約書の中の明記はございませんけれども、今回は低くなったということで質問委員も言われておりますけれども、当然飯塚市の臨時職員賃金が高くなったときにはそれに合わせて適正な委託料の金額の設定、委託をしてやみくもに金額を抑えるとかそういったことではありません。私どもの担当課といたしましても、こういった委託料の金額の積算内訳をしていただいておりますということは私どもも含めまして、委託業者のほうも大変理解をし、喜ばれておるといのが実情でございます。

川上委員

「就業規則に沿って」と言われましたね、課長答弁で。「就業規則に基づき」とは言わなかった。あなた方ね、委託業者の相手の中での就業規則に基づいて委託料を減額するとかいう根拠があるかと、それを聞いてるんですよ。だから、市の側の根拠が何かあるでしょう。むこうと協定を結んでおるとかね。だからむこうと委託契約があるんじゃないですか。その中にそう書いておるのであれば法律的には通用するかもしれないけど、私は内容的におかしいと思うけどね、それでもね、契約書の中にそういうことが書いてあるんだったら議論ができるけど、相手側の文章、労使間の就業規則でしょ、それを見て減額補正を出す、委託料を減額する根拠にするというのはあり得ないでしょう。根拠を示してくださいよ。

児童社会福祉部長

契約書の中で、ちょっとめくりきりませんが記憶でありますので、委託契約書、当然、甲乙双方疑義が生じたときには改めて協議すると。少なくともその契約に基づいて、変更契約の必要が生じたとき、今回で申しましたら夏期、冬期手当の金額に変動が生じたときには、当然必要に応じて変更契約を結ぶと。基本的にはあくまでも契約書、標準契約書に基づくところの金額の変更ということでご理解願いたいと思っております。

川上委員

そうすると、「疑義が生じたときは」という項を適用するということなんですか。再度確認します。

児童社会福祉部長

特記事項の第12条、「協議」というところで、さっき言ったように「この契約書に疑義が生じたときには甲乙別途協議のうえ決定する」と、決定したときにはその内容に合わせた変更契約、今回の場合は議決をいただければその時点でまた変更契約を結ばせていただくということになってまいります。

川上委員

要するに根拠はない、と。それで先ほどから答弁を聞いてると、一番最初は市の職員の給料が減ったんだから自動的にですよ、その次には相手側の労使間の就業規則の中にそういうも

のがあるからと言い、そして今、契約書の特記事項に基づくんだと。疑義が生じたときは相手方と話し合って契約の変更ということはあるんだみたいなことを言われるんだけど、人の生活費を削ることについては熱心というか、何の根拠も考えないでどんどん削っていくというやり方ですよ。これが通用すると、行政の信頼というのは足元から、足元というか根底から崩されていくと思うんですね。そのことは指摘しておきたいと思います。

それから、先ほど保留しておりました次世代育成支援行動計画策定委託料の委託先について質問しておりましたが、サーベイリサーチセンターに関する資料の提出を求めたいと思います。お願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料は提出できますか。

児童育成課長

提出できます。

委員長

おはかりします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 13:52

再開 13:58

(資料配付)

委員会を再開いたします。

川上委員

資料を頂いて、4ページ目ですが、ここに選考業者一覧表がありますね。上から3番目が受託した業者ということなんですが、これは選定は委員会を作ったと言われましたけど、どういうメンバーで、いつされたんでしょうか。ここを選んだ理由は、お尋ねします。

児童育成課長

選考のまずメンバーですけど、児童育成課長、保育課長、社会・障がい者福祉課長、学校教育課長、健康増進課長となっております。選考の日にちが7月4日となっております。

委員長

選んだ理由は。質問にちゃんと答えてよ。

児童社会福祉部長

本計画につきましては、次世代育成支援対策行動計画の後期計画並びに前期計画の検証を行うためのニーズ調査を行う計画策定の業者を選考するものであります。従いまして、この計画の目的に沿い、かつ業者の実績、また事業に対するところのいろんなノウハウ、そういったものを5名の選考委員によりまして選考の結果が、当該サーベイリサーチに決定させていただいたというような経緯になっております。

川上委員

だから、委員長からも指摘があったでしょう。理由を聞いてるじゃないですか。なぜこのサーベイリサーチセンターを選んだのかと。

児童社会福祉部長

誠に申し訳ありません。私の説明のやり方が非常にまずくてご迷惑をおかけいたしております。先ほども言いましたけれども、そういった観点の中で選考した結果、当該業者が一番適切と。当然評価はそれぞれさせていただいた中で、サーベイリサーチに決定させていただいたという経緯になっております。

川上委員

だから経緯は何べんも聞いたって言ってるじゃないですか。理由を聞いているわけですよ。なぜここを選んだのか、と。提案してきたんでしょ、いろいろ。提案の中で、六つの業者の中でこういう特色を持っておったとか、調査とかの中でね、それから金額的にはここが一番安かったとか高かったとかあるでしょう。こんなことまで言ってあげないと、あなた方は答弁できないんですか。

児童育成課長

内容としまして、次世代育成計画の理解度と、あと企業提案書の中身についてと仕様書と見積書の整合、実績と能力等を参考にさせていただき選考しております。

川上委員

それではわからないですね。それにね、予算上のことは全然考えてないんですか。点数は付けてるんですか、付けてないんですか。

児童育成課長

点数は付けております。

川上委員

厚生委員会でもこういうやりとりをしてるんですかね。点数を全部言ってください。

児童社会福祉部長

川上委員がそういった質問をされるだろうという範囲内での答弁になってるものですから。選考の結果の点数とかいう資料になりましたら、資料を作成する時間がかかるものですから、不十分な答弁で終わっておると思いますけれども、最高点数だけは業者名は公表できます。6社中1社だけは、サーベイリサーチセンターの点数は言えますけれども、あとの5業者については通常、資料として提出させていただいておる点数のように業者名を消しておりますので、そういった説明をさせていただきます。サーベイリサーチセンターにつきましては366点、A社については347点、B社が316点、C社が305点、D社が307点、E社が313点、以上のような点数の結果になっております。

川上委員

それで、サーベイリサーチセンターだけがこんなに突出して366点取ったのは、どの点が優れておったんでしょうか。

児童社会福祉部長

先ほど課長が答弁いたしましたように、選考項目、次世代育成計画の理解度、企業提案書の内容と仕様書と見積書の整合、実績能力等々を総合的に評価した結果の点数でございます。

川上委員

では、金額の提示があつてでしょう。それを今、部長が答弁された順番で、点数の横に書き込めるように金額を言ってください。

児童社会福祉部長

サーベイリサーチセンターについては187万円、A社が182万6千円、B社が199万円、C社が130万円、D社が189万円、E社が180万円で一応見積もりは出ておるところでございます。

川上委員

そこで、どうしてプロポーザル方式を採用したのかと思うんですよ。通常、プロポーザルをする場合は、技術的に高度または個性の重視される業務を発注するに当たり、技術提案書の提出を求めて最も優れた提案をなしたものと契約する方式ということになってるわけですね。しかし、これは随契になるので、契約の性質、または目的が競争を許さない場合に限られるというようなことになってるわけですよ。最初からこの方式は競争性が問われるわけですね。実際に

金額的な面だけを言うと、一番低いのが130万円の提案があったんでしょう。ここは上から3番目じゃないですか。ですから、こういったことを考えると、あなた方がなぜプロポーザルという制度をとったのか疑問です。そこで、なぜプロポーザルという方式を採用したのかお尋ねします。

児童社会福祉部長

私の説明でご理解をいただけないということではございますけれども、端的にこういった計画策定するときに、過去は事務レベルでの業者の判断をした中での委員言われます随意契約で過去はやってきた経緯は全庁的にあるかと思えます。しかしながら当然のこととして、市民の皆さん方に公平性、透明性、そういったものを確保するためにプロポーザル方式の導入を飯塚市におきましても全庁的に取り入れた中で、この次世代の後期計画の委託につきましては、指名業者全社の応募によるところのプロポーザル方式でのプレゼンテーションをし、選考委員会の中におきまして、先ほど説明しましたような判断基準の結果において最終的には当該業者に決めさせていただいて、契約の方式は随意契約方式という形を取らせていただいております。

委員長

ほかに53ページから75ページまでの間の質疑はありませんか。

(なし)

次に76ページ、第10款教育費から歳入に関する質疑を許します。

川上委員

77ページの10款教育費ですが、学校給食事業特別会計繰出金の3,916万5千円の減額補正理由をお尋ねします。

学校給食課長

繰出金の減額の理由は、賄い材料費以外のすべての費用につきましては一般会計から繰り出しておりまして、その主な理由は人件費の減額でございます。

川上委員

次に、下になりますけれども、人権同和教育関係の報償費、四つについて、この際併せてお尋ねをいたします。人権学級講師謝礼金、各種団体研修会講師謝礼金、住民啓発研修会等講師謝礼金、部落解放研究集会各種謝礼金、それぞれ減額となっております。理由をお尋ねします。

人権同和教育課長

人権学級講師謝礼金につきましては、1学級の実施のめどが立たず、未実施の学級が1つ、そのほかについては回数等の減の執行残の部分でございます。それから各種団体研修会講師謝礼金、これにつきましては、自治会にそれぞれ人権同和推進員を置いておりますけれども、その研修会に内部講師で対応したことによりまして2万円の減額でございます。その次に住民啓発研修会等講師謝礼金でございますけれども、これにつきましては自治会ごとではなく取りまとめて市民講座としたことなどによりまして、謝礼金が22万8千円の減額になっております。それから部落解放研究集会各種謝礼金でございますけれども、これにつきましては会場でありますコスモスコモンの照明操作につきまして内部で対応したことによりまして、7万5千円の減額といたしております。

川上委員

その下の9節の旅費、6万4千円の減額がありますけれども、これは何ですか。

人権同和教育課長

これにつきましては先ほど申し上げました部落解放研究集会でございますけれども、講師の謝礼を東京発往復で組んでおりましたけれども、講師謝礼と込みで支給しておりますので、この費用弁償部分をそのまま減額いたしたところでございます。

川上委員

それでは78ページ、これは小学校費と中学校費の中にあるんですけども、あのアスベスト含有測定手数料ですね。合わせて110万円ほどあるわけですけども、調査対象だとか、結果だとか、どこが調査したのかだとかをお尋ねします。

教育施設課長

小学校、中学校併せて答弁させていただきます。小学校につきましては対象校は10校でございます。それから中学校につきましては3校でございます。石綿の規制法の改正がございまして、一度検査は行っておりまして、その後三つの新しい成分に対する検査をするということがありましたので、その三つの成分について検査するための今回は計上でございます。

川上委員

答弁漏れです。続けて答弁してください。

教育施設課長

検査につきましては西日本産業衛生会北九州環境測定センターのほうに一度依頼いたしまして検査を行っております。その結果につきましてはアスベストにつきましては含有はないということで検査結果が出ております。その後新しく、三つの成分について検査するようにという指示がありましたので、新しく三つについて検査を行うものでございます。

川上委員

これは今からするということですね、2回目をね。それで、小学校10校と中学校3校、名前を教えてください。

教育施設課長

鯉田小学校、飯塚東小学校、菰田小学校、幸袋小学校、目尾小学校、潤野小学校、八木山小学校、庄内小学校、若菜小学校、上穂波小学校の小学校10校でございます。中学校が穎田中学校、筑穂中学校、穂波西中学校の3校でございます。

川上委員

ここにはアスベストの3成分のものはなかった、「基準以下」というのと「なかった」というのはまた違うと思うんですが、どうなってますか。

教育施設課長

平成19年に一度検査を行っておりますが、そのときには今回計上いたしています3成分についての検査は義務づけがありませんでしたので、今回新しく検査を行うものでございます。

川上委員

1回してるわけでしょう、最初に。そのときの結果が、先ほど「ない」と言われたけども、それは基準以下という意味なのか、ほんとにないのかね。

委員長

調査対象指定外だったと、3成分については。そのときの調査では3成分はしてないから今回するという事。

川上委員

3成分というのは間違いですね。私がね。そのときのやつ。

教育施設課長

その当時の基準で検査を行いました結果につきましては、基準値以下でございました。

川上委員

ゼロということではなかったわけですね。わかりました。

88ページ、6目文化会館費、19節の教育文化振興事業団運営費補助金33万3千円減額ですが、これはどういったことでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 22

再開 14 : 23

委員会を再開いたします。

財政課長

文化振興事業団の運営補助金につきましては、職員の人件費分をみておりますので、人事院勧告等によります減額分を主に補正したものでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

秀村委員

土地の売払収入ですかね、ダイヤ機械跡地について少々お聞かせください。先日の一般質問で転貸の問題が出ましたが、その後どうなっていますか。

企業誘致推進室長

先の一般質問でご指摘がありましたので、早速申請者のほうにお会いしまして、詳しい話を聞いてまいりました。貸倉庫という表現がしてあった部分でございますが、貸倉庫は転貸を意識したのではなく、あくまでも運送業を拡大発展させるために梱包荷を一時保管し集配する目的であるということでした。

秀村委員

それですと、一般に考える貸倉庫業と記載してあった貸倉庫業とは、かなり考えのズレがあるんじゃないですか。

企業誘致推進室長

貸倉庫業をしたいというような申請者の意向があったため、当初に出された事業計画に貸倉庫の取扱管理というような表現がしてございまして、私のほうが倉庫業をしたいというような意見を聞いておりましたものですから、その部分、売買契約書の第7条第2項との関連から適切な表現にするよう指導すべきだったというふうに反省をいたしております。

秀村委員

それでは、申請書に書かれてあった貸倉庫業、書いてありましたよね、それはそうすると企業誘致推進会議ですか、これで見落とししたということになるんですかね。

企業誘致推進室長

私のほうでそういった説明をせずに、あくまでも梱包荷を一時保管する目的であるというようなこと、それから将来的には貸倉庫業をしたいというような話はさせていただきましたけども実質審議といえますか、そこらあたりまでは詳しくは説明をしておりませんでした。

秀村委員

わかりました。次に財産管理審議会では現状のままで売却するということになってたんじゃないですか。

管財課長

財産管理審議会の中では解体費を控除した価格が相当であるという意見書を頂きましたので、財産管理審議会でも審議し答申をいただいております。

秀村委員

それじゃ、7,700万円程度ですかね、差し引いた解体費、これの根拠は。

管財課長

この工場跡の面積でございます約8,673㎡に当時の解体価格を掛けまして、その金額で7,720万円という金額が出ております。

秀村委員

それは全部解体した場合がその金額ですよ。残った場合はどうなるんですか、残した場合。

企業誘致推進室長

建物に関しましては、築後40年から60年を経過した老朽化した建物でございますし、市としては、一部使用するか、あるいは全部取り壊すとかというようなことは相手方の選択としておりました。従いまして、解体するか、修理して利用するかは相手方ということにしておりましたので、残ってる部分についてどうこうというような考えはございません。

秀村委員

それじゃ7,700万円の根拠にならないんじゃないですか。

管財課長

委員言われますように、この7,720万円でございますが、先ほど申しましたとおり、8,673㎡に平米あたり単価を掛けた金額で財産管理審議会では答申をいたしておりますので、これにつきましては不動産鑑定士からの意見も頂いております。

秀村委員

それじゃあですね、今、下の物件、現在どのような状況になってますか。

企業誘致推進室長

現在、製造業を営む企業と交渉中でございますが、12月中にははっきりした結論をいただくようにしております。

秀村委員

これは一般競争入札じゃないですよ。そっちのほうが市としても良かったんじゃないですか。

企業誘致推進室長

先の議会の一般質問のときにもご答弁申し上げましたけども、企業誘致目的で土地を売買する場合には、その目的に合った企業を、飯塚市の発展に寄与する企業を選びたいということがございまして、一般競争入札ということではなく、その企業と直接お話を決めていただくというような随意契約で対処をさせていただいております。

秀村委員

募集のほうは、どうなっていましたか。

企業誘致推進室長

本年6月8日にホームページで紹介をさせていただいております。

秀村委員

どのぐらいの件数の応募がありましたか。

企業誘致推進室長

問い合わせがございましたのは、複数件ございます。そしてその中で製造業関係、それからそれ以外の業種の問い合わせもあっておりますが、企業誘致目的ということでございますので、製造業関係者の方とお話をさせていただいたところでございます。

委員長

何件申し込みがあったかと聞いてますよ。

企業誘致推進室長

先ほどご答弁しましたように、企業誘致は相手との交渉と言いますか、飯塚市にとってどうだということでありますので、募集というような形での受付は行っておりません。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:32

再開 14:35

委員会を再開します。

企業誘致推進室長

問い合わせは3件っております。

秀村委員

今、返事を待っているところがありますね。そこに決めた理由は。

企業誘致推進室長

それぞれお話を聞く段階で、相手方の都合により辞退されたものでございます。

秀村委員

それは、2件が辞退したということですか。それで1件だけが残ったということですね。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

歳入について一点お尋ねします。補正予算書18ページですね。15款国庫支出金ですが、2節の児童福祉費負担金、私立保育所運営費負担金が606万4千円減額になっています。この理由についてお尋ねします。

保育課長

平成21年度当初予算では5億6,156万3,100円で児童見込み数を22,608人としておりました。この児童見込み数については、平成20年度の10月1日現在の児童を参考にして作っております。このたび本年度の10月1日の児童を参考にしながら、来年3月までの児童見込み数が22,465名ということで143名の減となっておりますので減額しております。

川上委員

何年も前に、公立保育所運営費負担金が一般財源化されたんですね。それで、公立保育所の運営費負担は国としてきちっと責任果たしていると、市に送っているということなだけで姿が見えないでしょう。だから財政のほうは、保育所のほうにお金を回さないというようなことになったんでしょうか。公立保育所の民営化を市民に見えないような形をとりながらやってきたんだけど、今、政府のほうで私立保育所運営費負担金も一般財源化するというのが持ち上がっているんですね。このようなことになると、公立保育所の民営化がさらに圧迫を受けると同時に、保育所そのものの存立が問われてくると、この姿を地方分権だといって歓迎するような議論が一部にあるらしいけど、保育行政破壊ですよ。これについて私は、私立保育所の運営費負担金の一般財源化については、本市として駄目だということで、国にしかるべき機会を通じて意見を述べるべきだというふうに考えております。以上で終わります。

委員長

それでは10款の教育費から歳入について、ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第115号、平成21年度飯塚市一般会計補正予算案に反対し討論を行います。詳しくは本会議で申し述べますが、ごみ袋売り払い収入の増額補正など住民犠牲の反映があると共に、市職員の給与の削減及びそれを委託先職員にも押し付けるものがあり、今回補正予算案には賛成できません。以上で終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 平成21年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 14 : 41

再開 14 : 45

委員会を再開いたします。

次に、「議案第120号 平成21年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

「議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の155ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出それぞれ1,078万円を追加し、総額をそれぞれ1億3,010万4千円と定めるものであります。主な内容についてご説明いたします。158ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款県支出金、1目住宅新築資金等補助金の減額157万円は、補助対象金額の低下によるものであります。続いて、5款繰越金につきましては、1,194万1千円を追加計上いたしております。159ページをお願いいたします。歳出では、1款総務費の25節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整と基金の運用に伴う積立金758万2千円を増額いたしております。続いて2款公債費では、当初予算編成後に個人から期日前償還がありました3件について起債の繰り上げ償還を行うため、331万9千円を増額いたしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

住宅新築資金等貸付事業については、平成20年度末の滞納件数が223件ということになっておりました。直近の数字を伺います。

人権同和推進課長

旧1市4町の合計で申しますと、貸付件数でございますが総件数につきましては2,122件でございます。貸付総額57億204万7千円でございます。平成20年度末の償還件数は383件、そのうち現年過年合わせた224件が滞納となっており、滞納額は3億8,054万6,283円でございます。平成19年度と比較しますと、滞納者は18件の減、滞納額につきましては218万41円の増加となります。また平成21年度末の粗い見込みでございますが、滞納件数214件、滞納額につきましては3億8,118万8085円となる見込みを立てております。平成20年度決算と比較いたしますと滞納者数は10件の減、滞納額につきましては64万1,820円の増加となる見込みでございます。

川上委員

平成21年度末の見込みが214件と言われました。この214件にはすべて連帯保証人が付いてますか。

人権同和推進課長

借り入れる際には連帯保証人を付けるということになっておりますので、すべて付いております。

川上委員

連帯保証人と話をされたところが何件くらいありますか。

人権同和推進課長

件数は把握しておりませんが、借受人が死亡の方、または失踪をされてる方、行方不明の方

もいらっしやいますので、そういう部分につきましては相続人または保証人とも協議いたしております。また、本人が悪質と呼ばれる形で、なかなか支払いをしていただけない方については、やはり保証人とも協議しながらアドバイスを頂く形でしております。

川上委員

3月の当初予算の折には、滞納件数は先ほど言ったとおりに223件で、それとは別に1年以上納入されていない方が59件あって、亡くなった方が22件、行方不明が10件というようなことだったんですね。それで、連帯保証人と話をしておる件数がわかりませんか。

人権同和推進課長

できるだけ機会あるごとに、本人との協議が進まない場合、また本人が死亡し、先ほど申しましたように行方不明の方もおられますので、そういう方については保証人とお話をしておりますが、その総数、何人の保証人と話したかということは把握しておりません。

川上委員

把握してるでしょう。何件ですか。

人権同和推進課長

定期的に期間を決めて、この部分について何件保証人と話すという形ではなくて、随時そういう機会あるごとに保証人と話しておりますので、何件、何人に対して行ったという数字は持ち合わせておりません。

川上委員

人権同和推進課の陣容からいうと、そういう数字が議会で報告できないような陣容じゃないですよ。ほとんど毎日のように部落解放同盟の事務所に連絡をとって密接に行政の補完行為を受けているわけでしょう。そういう状況の中で連帯保証人と話した数が議会で報告できないことないでしょう。連帯保証人、何件と話をしているという実感ですか。

人権同和推進課長

先ほどからは繰り返し同じような答弁ばかりして大変申し訳ないと思いますが、今、申し上げるような数字は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

川上委員

補正予算の審査なんだけど、滞納克服というのは重要課題じゃないですか。そのときに、3月の段階で亡くなった方が22件あり、行方不明の方が10件と、32件ある。先ほどあなたの答弁で、死亡されたり失踪されてる方には相続人等と連帯保証人のところに行ってるというんでしょ。だから、少なくとも32件には行ってないとおかしいですよ。全部行きましたか。

人権同和推進課長

先ほども答弁の中で申し上げたと思いますが、死亡、行方不明等の件数、質問委員が言われました人数でございますが、その中には相続人もおられますので、相続人と話すべきところは相続人とまず話しておりますので、すべて保証人と会うということではなく、一番ふさわしい人と会っているということで処理しております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:54

再開 14:55

委員会を再開いたします。

川上委員

言えない理由を聞きましょうか。

人権同和推進課長

言えない理由というか、何も隠す必要はございませんので、隠したりしておりません。ただ、

今、委員長からも言われましたので、あえて私が資料的に今ある部分でお話しするとすれば、17名、死亡の件数、質問委員も言われました17名の中には相続人と協議をしているのが今のところ10名ございます。そのほか既に相続放棄されている方が2名おられますので、その方の2名につきましては保証人とお話ししているという把握はしております。あと残りの5人につきましては、相続人が地元におられませんので、その相続人を今、調査中でございます。

川上委員

そういう答弁を繰り返していると、住宅新築資金等貸付事業というのは暗闇の中だなということになると思うんですよ、市民の目から見たら。どういう仕事してるんだろうか、あんなに人がいるのに、行政の補完をしてくれてる人もいるのに、と。行政の補完行為をしていたということで、4,700万円も補助金をもらってる人たちは、補完行為をしてなくて、あなた方の滞納整理の仕事に逆向きのことをしてるんじゃないですか。行政の補完行為、受けてますか。受けてないんでしょう。むしろ逆向きの存在になってるんじゃないんですか。こういう、数字を聞いたのにもまともに答えないということでは、そういうふうにはかと思いますが、市民は。私もそうです。妨害物になってるんじゃないですか、滞納整理の。答弁を求めます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:57

再開 14:58

委員会を再開します。

川上委員

この点について、共産党として別の機会に改めて聞きますので、資料持ってきてないとかね、そんな情けない話を言わないでください。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は「議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」に反対し、討論を行います。先ほどの答弁でも明らかになったように、この件については市として市民の目の前に事実を明らかにしながら、市民の協力も得て解決していこうという意思が見られません。反対であります。詳しくは本会議で行います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。採決いたします。「議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

「議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。本議案は平成20年4月1日に地方税法等の一部を

改正する法律が施行されたことに伴い、飯塚市税条例等の一部を改正するものであります。従来の寄附金控除につきましては、地方公共団体以外では都道府県共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金に対する税の控除に限られていましたが、地方税法の改正により、地方自治体が条例により規定したものを追加できることとなりましたので、今回、寄附金の税控除を拡充するため条例整備をするものでございます。第1条では、第34条の7第1項第3号に新たに所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金を加えるものでございます。別に説明資料を準備しておりますので、A4で1枚ものでございます、資料をご参照ください。第3号ア、所得税法第7条、第78条第2項第2号とありますが、国立学校法人等に対する寄附金、第3号イは所得税法第78条第2項第3号とありますが、公益社団法人、公益財団法人、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公共の福祉の増進に寄与するものとして政令で定めるものに対する寄附金で、主に学校法人、社会福祉法人等への寄附金が対象となります。第3号ウ・エにつきましては資料をご覧ください、説明は省かせていただきます。なお、市内に事務所を有する法人、または団体を対象としております。続きまして議案書22ページをお願いいたします。第2条でございます。附則第2条第6項を削除しております。これは、認定特定非営利活動法人が行う事業等でございますが、今回の条例の改正で新たに第34条の7において規定することにより削除するものでございます。最後に、附則第2条におきまして、納税義務者が平成21年1月1日以降に支出した寄附金について適用するようにしております。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

個人市民税ということで、対象については提出資料のとおりだということで、わかりました。それで、税額控除はどの程度ということになるのでしょうか。

課税課長

見込みということでよろしいでしょうか。平成21年の現在の申告状況から試算した金額でございますが、約137万円程度が控除になると見込んでおります。

川上委員

これについては法人市民税についての取扱いは入っていないんですが、法上のこともあろうと思うんですが、何か検討されたことはありますか。

課税課長

地方税法の改正でございますので、法人市民税については該当がありません。

委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第135号 飯塚市 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

「議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」につき

まして、補足説明をいたします。議案書の25ページをお願いいたします。飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、国の構造改革特区の第3次提案募集において「パソコン等の機器のリース契約を長期継続契約に位置付けること」と提案されたことを受けまして、多様化する契約形態に機動的に対応できる制度とするために平成16年5月26日に地方自治法第234条の3の「長期継続契約」の一部改正が、また、同年11月8日に同施行令第167条の17の「長期継続契約を締結することができる契約」が制定されたものであります。本市におきましても行財政改革の推進、事務の効率化及び経費の縮減を図るため地方自治法第234条の3及び同施行令第167条の17の規定に基づきまして、本条例を制定しようとするものでございます。

第1条においてはこの条例の趣旨を、第2条においては長期継続契約を締結することができる契約を掲げております。第2条第1項第1号には事務機器、業務用機器、自動車その他の物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものとし、第2号には継続的に役務の提供を受ける契約で、アでは機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるもの、それからイでは施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で契約の相手方がその役務の提供に係る業務に習熟することに一定の期間が必要であるもの、ウではア及びイに掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある契約で規則で定めるものと規定をいたしております。第3条には、長期継続契約の契約期間として、その契約期間の上限を5年とすること等を定めております。第4条には委任事項といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとしております。以上、議案第135号の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

議案書25ページを見ますと、「長期継続契約を締結することができる契約は次に掲げるとおり」ということで書いてあります。この項目ごとにメリットとデメリットを検討されておると思うんですけど、検討されておれば答弁求めます。

契約課長

一般的に言われておるところでございますけれども、長期継続契約のメリット、デメリットということでございます。メリットといたしましては毎年度の入札、それから契約事務の手続が数年に一度となりますことから、事務の効率化が図られると。また数年にわたる契約が確定することによって、業者側の単年度契約にリスクはなくなり、料金や価格の低減が期待できるということがございます。それから業者側の事務的経費も節減され、複数年の安定的な請負が可能となり、良質なサービス等が期待できることなどが挙げられます。それからデメリットといたしましては長期継続契約することにより請負者以外の受注の機会、これが狭められること、それからより良質なサービスを提供する業者等と契約できる可能性がまた同じように狭められるのではないかとこのところがあるかと思えます。

川上委員

一括して言われましたけど、例えば事務用機器、業務用機器、自動車、その他の物品を借りる契約の場合と、役務の提供の場合と違うのではないかと思うんですね。その違いについて検討をしたことがありますか。

契約課長

一般的に事務機器、そういったものの長期継続契約と申しますのは、ほとんどリース契約になるかと思えますけれども、そういった部分でリース契約をする上では債務負担行為という

ことで毎年度設定をいたすわけですが、そういった部分においての事務的な軽減が図られるのではないかと。それから役務、委託の関係でございますけれども、先ほども申しましたように委託契約において、これはまだ具体的には決めておりませんが、契約によってはやはり先ほど申しましたように年度末に入札事務、契約事務等が集中することから、ある程度の事務の軽減が図られるものではないかということと、もう一つはそういった3年ないし5年、そういった長期にすることによって、ある程度契約額と申しますか、そういった委託料についても軽減が図られるものではないかと、そういうふうに思っております。

川上委員

私も考えてみたんですけれども、事務機器などのリース契約の場合は、確かに言われるように市としては、市職員というか事務が少し整理できるだろうということがあり、それから業者のほうは同じようなメリットがあって、それはコストのほうに跳ね返ってきて業者も助かるし市も助かるというような面が考えられるんですけど、しかし、一旦契約してしまうと3年とか最長5年とかそのままになるので、議会のチェックが働かなくなるのではないかと、思っていますよ。あるいは弱まるのではないかと。なくなるでしょうね。もう契約してしまえば後はどうなるかわからないみたいなことになりかねないという心配があるわけですね。それから一方で委託についても似たところがあるんですが、委託について考えてみると競争性の弱まりだとか、それから一般論で言えば談合体質の助長とかということにつながりかねないというので、何でも長期契約にしてよいということではないかと思っています。それであえて言いますと、本市においては一般競争入札の導入以降ですね、最低制限価格の公表という影響もありますけど、落札率は相当下がってきた面が確かにあります。ところが常々指摘しているように、排水機場の入札などを含めて落札率が落ちないものがあるんですよ。このように落札率が高く維持される状況、環境もですね、まだ本市に残ってる面もあるので、確かにメリットはいくつかあると考えられますけど、デメリットのほうが大きいのではないかと、思っています。そういうふうには私には思いますが、それについては市の側でも議案提出にあたって検討されてると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

契約課長

今、質問者が言われますように、委託においては入札、落札率等々については、九十数%という形の中で上がってきております。委託についてはこの長期継続契約を今後進めていく上で、新年度から、具体的にはまだ契約課としては委託について長期継続契約をするというようなことにはまだはっきり決めておりませんが、実際に委託案件としましては年間280件近くあります。長期継続契約を結べるといいますか、それが可能なものについては約2分の1の140件程度かなという思いを持っておりますけれども、この委託については今まで単年度契約でしてきた経緯もございますし、業者さんへの周知、私どもの内部での協議等々重ねまして、実際にはどの業種を長期継続契約にするかということは慎重に進めてまいりたいと、そのように思っております。

川上委員

水道の場合は既に3ヶ年で浄水施設の一括委託をしてあって5億8千万円で契約したんですけど、実はその会社は岩崎浄水場事件の談合事件に関わっておった企業だということが判ってるわけですね。こういうことが素通りしていつてるわけです。だからそういう意味では、先ほど落札率が高くなるような環境が本市にまだ残ってるというふうに言いましたが、それをチェックかけていく力もまだ不十分な面もあるんですね。そのことを指摘して質問を終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

「議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」について、反対の立場から討論を行います。メリット、デメリットを考慮した場合、本市においてはまだ時期尚早というふうに考えますので認めることはできません。詳しくは本会議で行います。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

「議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の51ページをお願いいたします。本議案は、消防法の一部を改正する法律の施行により消防法の条の追加が行われたことに伴い、関係条例中の改正前の条項を引用している箇所を改正するものです。改正内容につきましては、52ページの新旧対照表の下線部に記載のとおり、第2条中、「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改めるものです。以上、簡単ですが議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 変更契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

「議案第144号 変更契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」について補足説明をいたします。議案書の53ページをお願いいたします。工事請負契約を変更する契約の締結につきましては、工事内容の一部変更に伴い契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本案を提出するものであります。防災行政無線設備設置工事につきましては、去る11月17日開催の総務委員会の報告事項の中で、進捗状況といたしまして、土木工事等追加分の施工など、その変更につきましては報告をさせていただいたところでございます。変更事項といたしましては、原契約金額5億7,592万6,050円に814万650円を増額し、契約金額を5億8,406万6,700円とするものでございます。

54ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から4の請負人までにつきましては、省略をさせていただきます。5の変更概要につきまして、ご説明をいたします。

契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更に伴い814万650円の増額となっております。また、工事内容の変更等につきましては、機器費の変更、土木工事費の変更及び共通仮設費の変更となっております。変更の主なものといたしましては、機器類の変更や基礎工事における舗装工事及び岩盤掘削等の追加工事などがございます。詳細につきましては、省略をさせていただきます。次に55ページには、変更対象部分を赤い色で示しました飯塚市防災行政無線（整備事業）システム構成図を添付しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

変更内容について三つ説明がありました。機器の変更、土木工事費の変更、共通仮設費の変更と。これはすべて増ですか。それぞれの変更額をお尋ねします。

建築住宅課長

それぞれの変更額としましては、複合単価でございますので、大きなところといいますか、変更になった部分だけを説明させていただきます。スピーカーを2種類付けるようにしておりますが、レフレックス型スピーカー、それからストレート型スピーカーの数を変更いたしております。レフレックス型スピーカーは196万800円、逆に減になっております。それからストレート型スピーカーに関しましては数を変えておりますので182万1,500円の増、それから屋外子局設置の装置につきましても台数を減らしておりますので652万6,200円の減となっております。それに伴います接続箱等も79万2,500円の減になります。そのような機器、屋外子局関係の機器類が2,825万7,500円、スピーカーの鳴り分け機能の追加などを入れまして2,825万7,500円増でございます。一方、材料費でございますが、鋼管柱が309本から299本に減っておりますので、そのようなものが250万円、それから装柱材料、避雷針等で163万2,840円の減、避雷針が321万3,600円の減でございます。で、SPD盤という避雷に対応します機器を新しく付けておりますので1,566万7600円の増でございます。それから組立鋼管柱のカラーコーティングを予定しておりましたが、カラーコーティングを外しまして、これが1,866万円の減でございます。設置端子箱等の仕様変更が412万6,200円、これを合計しますとマイナス1,446万5,040円となります。それから、先ほどご説明しました土木費のほうでございますが、基礎工事関係が全体的に箇所数が減っておりますので、これは48万4,396円の減でございますが、舗装工事、また産業廃棄物の処理分ですね、それから既設分の取り合いで、先ほど説明いたしました岩盤の掘削等で147万2千円のプラスになっております。この土工関係で、全体で232万1,947円の増となっております。それで、増の項目が全体では5,893万1,343円が増となりますが、減の項目で4,950万7,615円、全体の数字はそうなります。

川上委員

工事そのものは契約金額の変更ということなんですが、これは、工事はもう終わってるものもあるんですか。

建築住宅課長

現在300ヵ所ありますので、もうその都度やっていっております、施工しております。

川上委員

業者との協議の記録とか、指示の記録はありますか。

建築住宅課長

工程会議を大体2週間に一度行っております、その都度こういうところがあるということ、話をしております、工事の指示にしましても、9月18日、10月2日の2回に指示書で

工事の変更の指示をしております。

川上委員

その指示書は市民に公開できる状態になってますか。

建築住宅課長

必要なところは出せると思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第144号 変更契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第148号につきまして補足説明をさせていただきます。議案書の63ページをご覧ください。本案につきましては、平成22年2月1日から八女郡黒木町、立花町、矢部村及び星野村が廃止され、その区域が八女市に編入されること、並びにこの合併により八女東部広域衛生施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更しようとするものでございますが、そのために地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。内容につきまして、64ページ及び65ページに新旧対照表を付けてあります。内容の説明は省略をさせていただきます。以上で終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第15号 『中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書』に関する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の総務委員会において審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成 21 年度実施の防災（浸水）対策事業について」報告を求めます。

総務課長

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による水害の発生を踏まえ、本年度中に実施、または実施予定の防災（浸水）対策事業の概要をご報告いたします。

まず、平成 21 年度実施の防災（浸水）対策事業にいたる経緯についてご説明いたします。配付しております資料に基づきご説明申し上げます。資料 1 「住民説明会及び防災（浸水）対策検討の経緯」については、7 月 24 日以降、本市で開催いたしました被災地区住民への説明会をはじめ、自治会等への報告・説明、および国、県等関係機関との協議、部内協議等について検討経過をとりまとめたものです。この資料に記載のとおり、11 月 30 日現在、被災地域での住民説明会等を遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所とともに 8 回開催し、また自治会長会等への報告・説明につきましては市単独で 15 回実施、今回の水害についてその概要をご報告するとともに、今日までに行政で取り組んでまいりました被災者への支援策や復旧対策を説明のうえ、被災地域にお住まいの方々から直接、今回の水害に関し、防災、浸水対策上の課題や問題点、ご要望等をお聞きするとともに率直な意見交換をいたしました。そのほか、防災、浸水対策に関し、これまでに 8 件の陳情書等を受理したほか、タウンミーティングにおいても数多くのご意見、ご要望等を承ったところです。

また、9 月議会における一般質問や各常任委員会の場でも多くの議員の皆様から防災、浸水対策上の課題や問題点をご指摘いただき、貴重なご意見やご提言等を承ったところです。このため、平成 15 年に 7.19 大水害を経験いたしました本市としましては、これら数多くのご意見、ご要望等を改めて真摯に受け止めるとともに、特に度重なる水害に被災されました多くの市民の皆様の切実な思いを深刻に受け止め、今後の防災対策並びに浸水対策に生かしていく所存です。このため、被災地域住民への説明会と並行して、今回の水害に関し、その課題、問題点を検証、分析・整理し、今後実施すべき防災・浸水対策事業を検討するために、これまでに部内調整会議等を 6 回開催し、また国、県、市の調整会議として合同浸水対策会議を 4 回開催いたしました。これらの会議におきましては、関係各課と遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所それぞれが所管する事業等について相互に理解を深めるとともに情報を共有し、緊密な連携を図りつつ、21 年度実施事業の調整を行ったところであり、現在、引き続き 22 年度以降に向けて協議を継続しているところです。

資料 2 「平成 21 年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業」につきましては、7 月 24 日大水害以降、直ちに実施した事業、実施中の事業、あるいは本年度中に実施する予定の事業について取りまとめたものです。1 ページ目は防災体制関連事業、2 ページ目は建設関連事業として取りまとめております。各事業について、後ほど防災体制関連事業につきましては総務課より、また建設関連事業につきましては土木建設課よりご説明申し上げます。なお、22 年度以降の事業につきましては、一つは被災地域住民の要望等の聴取・集約作業がまだ終了していないこと、二つ目には国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな理由といたしまして三つ目に治水対策等の調査を次年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、来年度に中・長期事業をも踏まえた「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定したいと考えています。

それでは、まず平成 21 年度に実施した、あるいは実施予定の防災体制関連事業につきまして、総務課よりご説明申し上げます。資料 2 の 1 ページをお願いいたします。計画項目の 1 番、初動体制の強化につきましてご説明いたします。この中で、具体的内容の 1 番、2 番につきましては、引き続きこの体制を堅持したいと考えております。具体的内容 3 番につきましては発

令基準の見直しでございますが、見直しの方向性といたしましては、河川情報、気象情報だけに頼ることなく、浸水地域の被災状況を重視したいと考えておりますが、より正確な被災状況の把握が課題であると認識しているところでございます。

計画項目の2番、連絡体制の強化につきまして、具体的内容の1番は、自主参集強化するよう努力する考えでございます。具体的内容2番のうち消防団につきましては、本年度の「幹部教養訓練」におきまして図上訓練を実施し、地元分団との連絡・報告体制について再確認したところでございますが、河川パトロール班と共用しております現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について混線、不明瞭等の問題があるなど、新たな課題が浮上したところでございます。具体的内容3番、4番につきましては、今回の災害に際しましてもこの図上訓練が有意義であったことから、さらに改善を図り来年度に備えたいと考えております。

計画項目の3番、情報収集体制の強化につきまして、具体的内容1番は、今回の水害の反省を踏まえ、警戒ポイントに早く到達できるよう順路等を見直し、また、より柔軟な運用が可能になるよう事務分担を見直す予定です。具体的内容2番は、今回の水害の反省を踏まえ、現地の被災状況を迅速かつ的確に把握するため市民有志によります災害情報協力員を配置したいと考えており、自主防災組織、地域安全推進隊、自治会等のご協力を頂きたいと考えております。

計画項目の4番、災害救助用品備品の拡充につきましては、単に用品備品の数を揃えるだけでなく、利活用しやすい備蓄場所を選択することを念頭に充実を図ることとしております。なお、片島小学校ほか一部につきましては既に見直したところでございます。

計画項目の5番、防災啓発事業の推進につきましては、危険な場合は無理をして避難しないことや、2階建て家屋にお住まいの場合は浸水が始まれば2階に一時避難したほうが安全であることなど、基本的な防災情報を含む啓発や避難所・各種警報の意味等の周知徹底を図ってまいりたいと考えています。具体的内容の5番につきましては、本年度から防災センターの管理運営をNPO法人遠賀川流域住民の会に委託しているものですが、利用者が上半期で昨年度より大幅に増加しており、ロープワークや消火訓練などを実施し、遠賀川に親しみながら防災意識の高揚を図っているところです。具体的内容6番につきましては、防災週間啓発事業といたしまして、本年度初の試みといたしまして、第1回防災フェアを防災センターにおいてNPO法人遠賀川流域住民の会をコーディネーターとし、飯塚消防署、遠賀川河川事務所とともに開催し、自衛隊をはじめ、警察、消防団、社会福祉協議会等関係機関のご協力を得て、約1千人の参加者が来場されました。また、災害時要援護者支援を念頭に「みんなの健康・福祉のつどい」にも初参加し、安全安心コーナーを設け、防災意識の啓発に努めたところです。

計画項目の6番、防災体制全般の見直しにつきまして、具体的内容の1番、2番は平成19年度に策定いたしました地域防災計画を昨年度、本年度と見直しておりますが、今回の水害を踏まえてさらに改訂を加え、水防計画の見直しとともに来年度の防災会議におはかりしたいと考えております。具体的内容3番は、避難勧告等の発令基準とも深く関係いたしますが、従来の浸水被害想定14ヵ所、土砂災害8ヵ所に加え、来年度は防災行政無線が整備されることから地域からのご意見を細かく承ったうえで大幅な見直しを行うこととしております。そのため、現在、自治会アンケート調査を実施中でございます。また、本年度、県の土砂災害警戒区域の指定を受けた地区についても見直す予定でございます。具体的内容4番は、特に一般職員等への周知徹底を図るために、従来行ってまいりました所属長のみならず、全職員に対する初動マニュアルの研修を実施する予定です。

計画項目の7番、情報伝達方法の整備につきまして、具体的内容の1番、2番は、防災行政無線の整備に合わせ、メール、FAX等による同時伝達を行うものですが、速報性に加え、災害時要援護者や難聴地区にお住まいの方々にも円滑、確実に伝達が可能になると考えております。なお、災害時要援護者につきましては、避難支援プランに基づき地域の方々のご協力を得

て、独自の連絡網により安否確認等の伝達を実施することとしています。

計画項目の8番、災害時要援護者支援体制の推進につきましては、今後の防災体制を構築するうえで最重要課題の一つととらえておりますが、行政と市民との信頼関係を絆とし、息の長い地道な努力が必要であると認識しています。すでに一昨年来、保健福祉部におきましては高齢者実態調査をはじめとして避難支援プランの作成に着手しており、今回の水害に際しましても一定の成果を得たところでございます。しかしながら、今回の災害では被災地が想定以上に広範囲に及んだことからさらに取組みを拡大、強化し、作成作業を急ぐ必要があります。そのため、避難支援プラン作成上の最大のネックとなっておりました行政情報の外部提供並びに個人情報保護の取扱いについて、本年度は「個人情報保護審議会」に諮問し、前向きな答申を頂いたところであり、今後はこの答申を最大限尊重しながら民生委員等をはじめ地域の方々のご理解とご協力を得て、さらに積極的に推進してまいりたいと考えています。また、合わせて避難所における災害時要援護者の受け入れ態勢の整備に努めるとともに福祉救援ボランティアの活動の場を設け、重度の要介護者等を受け入れる社会福祉施設等との連携強化を図ってまいりたいと考えています。

以上が防災体制関連事業といたしまして本年度に実施した、あるいは実施中、実施予定の事業でございます。なお、9月議会やタウンミーティングでも多数のご指摘を頂きました「電話が通じない」という、電話交換の仕組みの改善につきましては現在鋭意検討中でございますが、新たな機器等の設備を要することから引き続き検討してまいりたいと考えています。

最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして最も優先すべき重要課題は、先ほどご報告申し上げました災害時要援護者避難支援プランの作成のほか、計画項目1番の具体的内容3番、避難勧告等の発令基準の見直し、及び計画項目7番の具体的内容1番、防災行政無線の整備の3点と考えております。以上で総務課からの報告を終わります。

土木建設課長

続きまして建設関連事業につきまして説明いたします。資料の2-2をお願いします。まず、計画項目1番の河川排水路改修でございますが、椎ノ木川改修工事の浦田第一雨水幹線整備工事は、現況の断面が不足している箇所、また排水の効率化を図るための改修計画で、今年度に用地の購入を予定しております。大日寺川につきましては、本年7月の集中豪雨を受けまして、パラペット・護岸・浚渫等の各種工事を予定しております。また大城川、小峠川につきましては、現在浚渫工事を実施中でございます。次に2番の明星寺川流域下水道事業は、県事業で明星寺川調整池の用地購入を実施しているものであり、負担金にて対応の予定であります。次の3番の排水機場水門整備につきましても、負担金事業で、菰田排水機場と十玉ポンプの増設を予定しております。次に4番でございますが、碓川サイホン改修事業といたしまして、サイホンの通水の円滑化を図るための改良工事を予定しております。また飯塚市単独事業としまして、下水道事業で西部排水区内を継続的に、コンクリート雨水樹蓋からグレーチング蓋に架け替えております。5番の既存の溜池調整池改良といたしまして、三緒浦ため池の浚渫工事を予定しております。6番の公園事業といたしまして、勝盛ため池の調整池機能強化を目的とした浚渫工事を実施中でございます。次の7番の合流式下水道緊急改善事業といたしまして、初期の下水貯留施設を新設するものでございます。次に8番ですが、開発指導要綱の見直しにつきましては、浸水対策についての内容を現在検討中でございます。また、用排水路改修事業といたしまして、有井排水路の実施設計を作業中でございます。以上2件は職員にて対応しておりますので、事業費につきましては計上しておりません。最後に公共下水道事業と治水対策基本調査でございますが、本年7月の集中豪雨を受けまして、市内全域の降雨状況等、洪水資料を基に各河川・水路流域の現状把握と解析を行う委託業務を行うものでございます。

以上が平成21年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業の概要であります。国土交通省及び福岡県に対し負担金を支出しています箇所を含めると18カ所となり、また、金額につきましては4億7,142万8千円の予定でございます。

次に、表の下段部は県土整備事務所が本年度に実施を計画しております箇所であります。これも市と同じく、平成15年度の集中豪雨以降から継続的に実施しております事業と、本年度の集中豪雨により越水等で被害を及ぼした箇所で、各該当県営河川の応急対策工事として、パラペット工事・浚渫工事等を実施するものと、河川改修計画として、集中豪雨を想定した検討や、本市と共に参加した地元説明会での意見を取り入れた内容の委託業務を発注する予定で、9カ所の予定とのことでございます。市と県を合わせまして27カ所の浸水対策事業を21年度に実施するものであります。以上、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

では簡単に。総務課報告のほうは全体としてわかりやすい感じで整理がされておるかなと思っております。別の機会に詳しく聞きたいと思えますけれども、それから今、土木建設のほうから報告がありまして件ですが、一つはですね、市もお金がないわけですが、福岡県はやると思えばお金がありながら、県営河川対策費用を大幅に、この10年間減らしてきておりますので、本市として県に、しかるべき予算を付けてですね、ここにいくつか書いてありますけれども、今、さっと見ただけですが、もっとやらなければいけないところがたくさんあると思われまので、予算措置要求を強める必要があるんじゃないかと思えます。それについてどうお考えかということ。それからもう一点、併せて聞きますけれども、いろいろ手当てをしているんだけど、私が実は非常に心配してることのひとつが、鯉田工業団地の調整池なんです。この間の7月の集中豪雨の状況からいうと、あれを上回る規模の雨が今後、降りかねないけれども、現在、計画の調整地で、二次被害というか、底が抜けたり、あるいは溢水したりして大変な災害を引き起こすのではないかと心配しております。それについて今、どのようにお考えか、お尋ねしておきたいと思えます。

土木管理課長

県への要望等につきましてでございますが、ただ今、県営河川の建花寺川の溢水の被害が大きかったということで、委員もご存じのとおり、建花寺川の解析等はもう発注されておりますし、それに対しまして解析が済み次第、新たな浸水対策、計画はされると思えます。また、ここには載っておりませんが、庄司川の改修工事の計画等も進んでおります。また、庄内川の浸水対策についての今回の工事については、計画等が既に上がってきております。以上のようなことから、解析が進むにつれて箇所箇所でもまだ要望する箇所が出てくるんじゃないかというふう感じております。

土木建設課長

鯉田工場団地の調整池につきましては、県の開発指導要綱に基づく開発申請、並びにその基準の中で行っておるところでございます。今回の補正予算でも上げている基本調査委託、その中でも、下流の水路等の計画等を煮詰めながら行いたいというふう考えておるところでございます。

川上委員

県事業については、予算をきちんと付けるようにということが重要なので、これは市長のラインできちんとやったほうがいいですね。それから、鯉田工業団地の調整池については、県の基準でやってるから大丈夫と言って、来年、大雨が降って溢水したらどうするかということなんです。だから、あそこの調整池が溢れる頃には飯塚市内は水浸しですと、誰か言った人が

いましたけど、それが問題なんですね。だから、大丈夫と答弁するのは簡単かもしれないけど、そういう声があったということを受け止めて、本当に大丈夫か、福岡県の要綱で。考えておく必要があると思います。それから、これは質問とは違いますけど、国との関係なんですけれども、一つだけ災害について感想めいたことなんですけど、排水機場のポンプの故障について、国がなかなか事態を把握しようとしなかったり、あるいは把握しても住民に公表しないという態度を、遠賀川河川事務所はとってきたんですね。それで、どうかして自分の責任ではなくて、市の責任だというような対応をとった経過があります。とりわけ明星寺排水機場のポンプの1号機についてそうだったんだけど、この点では国と地方公共団体、飯塚市は、補助金とかそういう関係はありますけど、対等の関係にあるんで、むしろ住民の生命財産を守るという点では住民と密接な関係があって最前線にいるわけですから、そういう意味では堂々と、足場を固めて渡り合ってもらいたいと思いますので、そのことを申し添えておきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度飯塚市職員採用試験合格者の決定について」報告を求めます。

人事課長

平成21年度飯塚市職員採用試験の最終合格者を11月20日、金曜日に決定し、本人に通知をいたしましたので、その概要をご報告いたします。本年度の職員採用試験は9月20日に第1次試験を行政事務上級134人、行政事務初級68人、土木4人、電気7人、保育士54人で実施し、10月15日に行政事務上級8名、行政事務初級5名、土木2名、電気3名、及び保育士8名を第1次試験の合格者として発表いたしました。その後、11月4日及び14日に第二次試験を実施し、行政事務上級3名、行政事務初級2名、土木1名、電気1名、及び保育士3名を最終合格者として決定し、平成21年度職員採用候補者名簿に登載するとともに、同日付けで第2次試験受験者全員に合否の結果を郵送により通知をいたしております。最終合格率は行政事務上級44.6倍、行政事務初級34倍、土木4倍、電気7倍、保育士18倍となりました。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

一つだけ伺います。公立保育所については、正規職員と臨時職員の比率が逆転しておる保育所も、この間、あったんですね。そのことを考慮して3名採用ということなんでしょうけど、これで、保育所ごとに見ると、どこに配置するのか、まだ決まってないかもしれないけど、正規職員のほうが多いという保育所はいくつぐらいになるんでしょうか。

人事課長

現在のところ、各保育所でございますけれども、保育課長も一般質問で答弁していたかと思いますが、所長と主任級、そしてそのほかの職員ということで、それぞれの保育所の規模にもよりますが平均して約8名の正規職員の保育士を配置しておりました。それから、そのそれぞれの保育所で扱っております子どもさんの数に合わせて、臨時職員を配置しております。今、正確に比率については持ち合わせておりませんが、そのような体制で配置をしておるところでございます。

川上委員

要望なんですけど、確かに市の財政が潤っていると私は思っているわけではありませんけれども、無駄遣いもある。こういう状況の中で、大学を出ても仕事がない、高校3年生で内定して

いたのに取り消された、で、二人に一人が、それこそ「高校は出たけれど」というような状況の中で、公的な分野で仕事を様々作っていくというのが大事なんですけど、同時に、働く場を市が直接確保していくということが非常に大事だと思うんで、私は今、とにかく人を減らせばほめられるというような行財政改革の流れは本気で見直す必要があるんじゃないかというふうに思いますので、これは要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行財政改革の取り組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革実施計画第一次改訂版及び補助金等の見直しに関する指針を策定いたしましたのでご報告いたします。

はじめに、行財政改革実施計画第一次改訂版に対する行財政改革推進委員会からの意見・提言書について先にご説明をいたします。配付いたしております意見・提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「はじめに」の最後の段落でございますが、第一次改訂版につきましては、国の政権交代による政策転換など、その動向が不透明な時期に作成したものであり、財政見直しは適時見直しを行い、市民に公表する必要性について述べられるとともに、第一次改訂版の最も重要な推進項目で、かつ早急に取り組む必要がある「事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入」につきましては、将来のまちづくりにつなげるという観点からも、2年以内を目処に、15名から25名程度の広範な市民が参画する形の点検・評価の仕組みをつくり、定着させていく必要性について付記されております。

2ページをお願いいたします。4ページにかけまして、行財政改革推進に関しての各委員からの意見・提言が記載されております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、第一次改訂版についてご説明をいたします。配付いたしております第一次改訂版をお願いいたします。第一次改訂版の中間素案(たたき台)につきましては、前回の委員会でご報告させていただいたところでございますが、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法に倣って募集しました市民の皆さんからのご意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書並びに常任委員会でのご意見等を参考にさせていただき、12月14日に開催いたしました行財政改革推進本部会議で最終審議を行い策定したものでございます。

1ページをお願いいたします。第一次改訂版策定の趣旨について記載をいたしております。下から2行目に記載いたしておりますように、「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市」の実現に向けて取り組むものでございます。

2ページをお願いいたします。これまでの取組みによる成果と課題について記載をいたしております。

3ページをお願いいたします。(1)に実施計画推進項目の取組状況について記載をいたしております。誠に恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。「計画額を大幅に上回った主なもの」の「4年間で200名削減」を「3年間で200名削減」に訂正をお願いします。

4ページをお願いいたします。(2)に、効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由を記載いたしております。(3)に本市が目指すまちづくりのために取り組んできた主な投資的・政策的事業について記載をいたしております。

5ページをお願いいたします。平成18年度作成の財政見通しと決算額、平成21年度は決算見込額との比較表(一般会計ベース)を掲載いたしております。網掛けの部分でございますが、「歳入・歳出」、「実質的な単年度収支」、「財政調整基金、減債基金残高」、「行財政改革効果

額」を記載いたしております。

6ページをお願いいたします。10ページにかけまして、本市の財政状況及び今後の財政収支見通しを記載いたしております。歳入の状況としまして、地方税の推移、地方交付税の推移を記載いたしております。7ページをお願いいたします。歳出の状況としまして、人件費の推移、職員数の推移、嘱託・再任用・臨時職員数の推移、8ページに扶助費の推移、公債費の推移、物件費の推移、9ページに投資的経費の推移について記載をいたしております。次に11ページにかけ、経常収支比率、普通会計における地方債残高と公債費、基金残高について記載をいたしております。

11ページをお願いいたします。今後の普通会計における行革効果見込額算入前の財政見通しを第一次総合計画の最終年度である平成27年度まで記載いたしております。下段の基金年度末残高の欄に、財源調整として地域振興のために取り崩しが可能な地域振興基金についても記載いたしております。なお、更なる行財政改革に取り組まなければ平成25年度には基金が不足することになっております。

12ページをお願いいたします。行革効果見込額算入後の財政見通しを記載いたしております。歳入、歳出の下段でございますが、歳入合計・歳出合計の欄を見ていただきますと、平成25年度でマイナス19億1千万円の財源不足となっております。この金額が今回の第一次改訂版における具体的な数値目標となるわけでございますが、その下の欄に行革効果見込額では平成25年度で20億円となっており、プラス9千万円となっており、後でご説明いたします推進項目を着実かつ計画的に実施すれば収支バランスがとれる見込みとなっております。

13ページをお願いいたします。「4」に「第一次改定版策定の基本的な考え方」、「5」に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、で国の政策転換や新たな財政需要等が生じた場合は、必要に応じ、財政見直し等の見直しを随時行う旨の記載を追加いたしております。「6」に「数値目標」を記載いたしております。「7」に「今後予想される財政需要への対応について」を追加いたしております。先ほどご説明しました「財政見直し」の投資的経費の欄では、すぐに実施しなければならないもの、現時点で事業見込額が算定可能な投資的事業等の主なものを計上いたしておりますが、今後におきましては、浸水対策事業や中心市街地をはじめとするそれぞれの地域における活性化策に取り組むことが必要であり、また、学校教育や子育て支援策の更なる充実を図る必要もあることから、今後も多額の財政需要が見込まれ、これまでのように地方交付税や国の補助金等に依存した財政運営は次第に困難になっていることから、市民の皆さんに適時情報公開し、意見をお聞きしながら、本市の身の丈に合った行財政運営に取り組む旨、記載をいたしております。

14ページをお願いいたします。「推進体制と進行管理」を記載いたしております。

15ページから16ページにかけまして実施計画の推進項目の体系を記載いたしております。

17ページをお願いいたします。推進項目の集計表を記載いたしております。平成21年度から平成25年度まで小項目ごとに効果見込額を記載いたしております。一段下の欄になりますが、市議会での取組みも加えさせていただきますと、46項目で5年間の総合計は約61億9千万円、普通会計だけでは、約57億6千万円となっております。

18ページをお願いいたします。29ページにかけまして、推進項目ごとに、その内容、計画年度及び効果見込額、中心となる担当部課を記載いたしております。中間素案から推進項目の追加、削除、趣旨が変わるような修正等は行っておりませんので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、別紙資料といたしまして、総務委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目を抜粋したものを配付させていただいております。

続きまして、「補助金等の見直しに関する指針」についてご報告いたします。配付いたしてお

ります資料をお願いいたします。「補助金等の見直しに関する指針」につきましては、行財政改革推進委員会から答申がなされ、行財政改革推進本部で審議し、策定したものでございます。なお、中間素案（たたき台）の内容とほぼ同様でございますので、内容の説明は省略させていただきます。以上、行財政改革の取組みについて報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成20年度 飯塚市の財務諸表について」報告を求めます。

財政課長

「平成20年度飯塚市の財務諸表について」ご報告させていただきます。お手元に財務諸表をお配りしました。平成20年度決算における財務諸表4表の作成状況につきましては、10月末の決算特別委員会に提出の主要な施策の成果説明書に掲載いたしておりましたように、総務省方式改定モデルの作成基準をもとに普通会計における貸借対照表、行政コスト計算書の2表を作成し、ご報告いたしておりました。今回、普通会計における、残る資金収支計算書、純資産変動計算書の2表、及び本市が構成団体となっております一部事務組合や第三セクター等関連団体を含めました連結の財務諸表、4表を作成いたしましたので、ご報告するものでございます。4ページをお願いいたします。今回ご報告いたします財務諸表、4表の関係図を記載いたしておきます。飛びますが、27ページをお願いいたします。27ページには、連結財務諸表の対象となります会計、法人等の範囲につきまして記載いたしておきます。なお、このうち福岡県後期高齢者医療広域連合と福岡県市町村災害共済基金組合につきましては今年度作成対象といたしておきませんが、今後、連結に向けて検討させていただきたいと存じます。30ページをお願いいたします。30ページから33ページにかけて、今回作成いたしました連結での貸借対照表、31ページには行政コスト計算書、32ページに純資産変動計算書、及び33ページに連結によります資金収支の計算書を掲載いたしておきます。内容の説明については省略させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「産炭地域活性化基金交付金について」報告を求めます。

総合政策課長

「産炭地域活性化基金交付金について」ご報告申し上げます。11月17日開催の総務委員会でご報告しておりました平成21年度の産炭地域活性化基金交付金の広域振興事業につきましては、JR上山田線跡道路整備事業（片島・平恒線）が採択を受けておりますので交付申請書を提出しておりましたが、11月13日付で交付決定通知書を受領しております。交付決定額につきましては、申請のとおり1,785万4千円でございます。以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市コミュニティバスの実証運行について」報告を求めます。

総合政策課長

飯塚市コミュニティバスの実証運行について、ご報告申し上げます。本年4月1日よりコミュニティバスの実証運行を開始いたしましたが、開始直後からの電話による要望や苦情、また、車内や各支所等に設置しております意見箱へのご意見、さらには利用者の皆様方の聞き取り調査、運行委託事業者へのヒアリングなどを実施いたしまして、それらを集約・分析いたしまして平成22年度からの運行計画案を作成、その案を飯塚市地域公共交通協議会にはかりまして協議検討が行われた後、決定をいただきまして、現在、各運行委託事業者において、その決定された運行計画を九州運輸局へ申請されているところでございます。主な改善点といたしましては、穂波南廻り線の福祉総合センターへの延伸、潁田・庄内中廻り線を2分割いたしまして運航時間の短縮を図りますとともに、潁田病院、公民館への利便性の確保、また、市民の方にわかりにくかったバス停名を数ヵ所変更しております。例といたしましては、「枝国2区」というバス停名を「ジャスコ穂波店」というふうに変更などといったところでございます。また、障がい者の方の利用への対応につきましては、各バス停付近の自治会長を通じて乗降の介助の協力依頼を行うなど、今後とも検討していきたいというふうに考えております。なお、お手元にルート図及び時刻表を配付しておりますので、ご参照のほどをお願いいたします。以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度タウンミーティングの開催結果について」報告を求めます。

総合政策課長

平成21年度タウンミーティングの開催結果について、ご報告申し上げます。本年度も市内12ヵ所におきまして、「このまちの未来のために」をテーマに7月22日から8月24日まで開催する予定でしたが、ご存じのとおり7月24日の大雨により大規模な災害が発生しましたため、7月22日・23日の2回を終えた段階で未開催の10回すべてを延期させていただいております。その後、仕切り直しを行いまして、10月の1日から21日にかけて、未実施の10回を開催しております。期間中の参加者数につきましては、1,116名の市民の方々の参加をいただいたところでございます。意見交換の中では、たくさんの方からご発言、ご意見、ご要望等を頂き、また、終了後のアンケートでもいろいろな内容の意見を頂くことができました。本日、委員の皆様へ配付しております資料は、当日の意見交換の概要をまとめたものでございますが、内容の説明は省略させていただきます。本日の報告終了後に、この開催結果につきましては各支所、公民館などに配置しまして市民の皆様へ読んでいただくとともに、市報やホームページでも掲載する予定でございます。また、頂きましたご意見やご要望は、今後のまちづくりへ反映するよう努めてまいりたいと、かように考えております。以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。